

総論

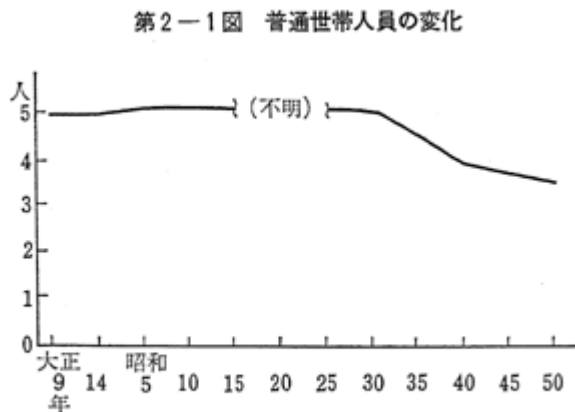
第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

1 世帯規模の縮小と核家族化の進行

30年以降我が国の家族構成は大幅な変化を遂げてきた。世帯の規模についてみると,普通世帯人員は,30年まではほぼ5人前後で安定的に推移してきたが,その後急速に減少し,50年には3.44人となっている(第2-1図)。

第2-1図 普通世帯人員の変化



資料：総理府統計局「国勢調査」

このような諸外国に例をみない大幅な世帯規模の縮小は,一つには出生児数の減少によるものである。第2-1表のように,戦前の夫婦はほぼ5人の子供を持っていたが,32年には3人を下回り,現在では平均2人となっている。また理想とする子供の数も,最近では2人が大多数であり,次いで3人となっている。出生児が減った原因については,前章の出生の動向において示したように,「子供の教育・養育費問題」が大きな比率を占めており,次いで「住宅事情」となっている(第2-2図)。

第2-1表 出生児数の推移

第2-1表 出生児数の推移

(単位：人)

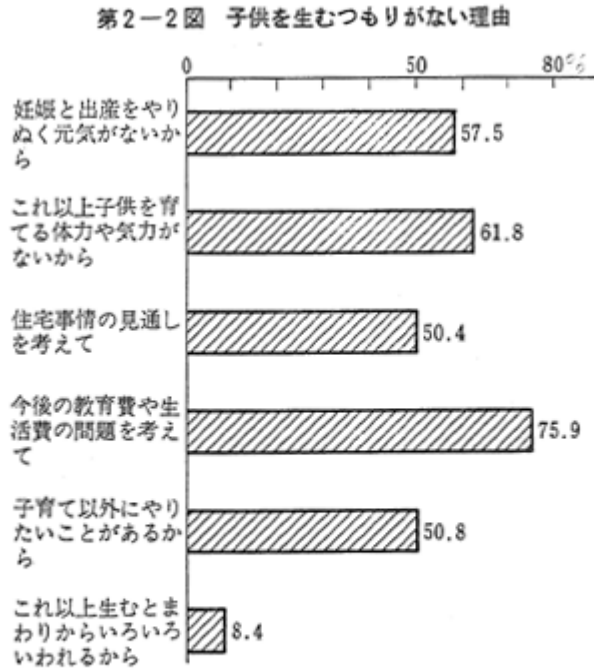
年次	昭和15年	27	32	37	42	47	52
出生児数	5.14	3.61	2.92	2.30	2.27	2.12	2.01

資料：厚生省人口問題研究所「出産力調査」

(注) 1. 出生児数は生涯児数推計である。

2. 生涯児数 = $\sum_i \frac{\text{結婚持続期間 } i \text{ の夫婦の過去1年間の出生児数}}{\text{結婚持続期間 } i \text{ の夫婦数}}$

第2-2図 子供を生むつもりがない理由



資料：厚生省人口問題研究所「長期人口変動に対する地域住民の意識と環境に関する調査」

(注) 現在、子供を1ないし2人もつ母親について調査したものである。

第二は、30年以降の高度経済成長に伴う人口の急激な地域間移動及び産業別就業構造の変化である。この結果、農家の世帯員が減少し、大都市では、流入してきた若年層による核家族や単身世帯が増加した。

第三には、戦後において家族に対する考え方が変化したこと、また、これに加えて大都市における住宅事情のもとでは、地方から大都市に流入してきた若年層が老親と同居することが困難であったこと等により、いわゆる核家族が増加したことである。

いま、家族の構成についてみると、普通世帯に占める核家族世帯の割合は、30年の59.6%から50年の64.0%にまで高まっており、逆にその他の親族世帯(主として直系親を含んだ三世代家族)は36.5%から22.2%に減少してきている(第2-2表)。また、意識面でみても、戦後の民法改正による「家」制度の廃止や急激な人口移動等による家族規模の縮小を通じて、家族に対する国民の意識は大幅に変化している。

第2-2表 家族類型の変化

第2-2表 家族類型の変化

(単位：%)

世帯の家族類型	年次					
	大正9年	昭和30	35	40	45	50
普通世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
親族世帯	—	96.1	94.9	91.8	88.9	86.1
核家族世帯	約 54.0	59.6	60.2	62.6	63.5	64.0
その他の親族世帯	約 8.0	36.5	34.7	29.2	25.4	22.2
非親族世帯		0.5	0.4	0.4	0.4	0.2
単身世帯	6.6	3.4	4.7	7.8	10.8	13.7

資料：総理府統計局「国勢調査」

(注) ただし、大正9年は戸田貞三「家族構成」より作成

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

2 家族構成の変化と子供の養育

以上のような世帯規模の縮小及び家族構成の変化は子供の養育について大きな影響を及ぼしている。以下では特に育児と子供のしつけについて取り上げる。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

2 家族構成の変化と子供の養育

(1) 育児と母親の負担

前述のように祖父母との同居が減少し,核家族世帯が増加したことにより,家庭内での人手が少なくなったため,育児についての母親の負担が増大したり,また家庭内での育児知識の継承が行われなくなったため,育児についての母親の不安が増大する等の現象が生じている。

50年の国勢調査により,6歳未満の親族のいる普通世帯をみるとその約7割が核家族世帯となっているが,このような世帯における育児はほとんど母親の負担となっている(第2-3表)。

第2-3表 世帯構成別にみた保育状況

第2-3表 世帯構成別にみた保育状況(6歳以下の子がいる世帯)

(単位:%)

世帯構成	総数	保育担当者			
		母親	祖父母・おば	保育所	その他
(第2児の夫妻)					
総数	100.0	75.4	17.3	6.5	0.8
夫婦と子のみの世帯(核家族的世帯)	100.0	88.6	3.6	6.8	1.1
その他の世帯(非核家族的世帯)	100.0	51.1	42.6	5.9	0.4
(第3児の夫妻)					
総数	100.0	64.0	17.9	17.4	0.7
夫婦と子のみの世帯(核家族的世帯)	100.0	82.2	1.7	15.2	1.0
その他の世帯(非核家族的世帯)	100.0	43.4	36.3	19.8	0.4

資料:厚生省統計情報部「45年度人口動態社会経済面調査報告(出生)」

総理府の「社会生活基本調査」によって家族形成段階別の妻の生活行動時間をみると,妻の年齢26~35歳が出産・保育期に当たっており,この時期においては,乳幼児の保育のため家事,育児時間が約6時間となっているが,新婚期に比して倍増しており,また,生涯のうちのどの時期よりも多くなっている。

これに対して,仕事時間は新婚期に比して約1時間減少しており,子供の出生や育児のため職場を退く人が多いことを示している。また,趣味,娯楽,スポーツ,休養等の時間も新婚期に比して約1時間減少している。これらにより,この時期の母親は自分の生活の大部分を育児のために費していることが分かる(第2-4表)。

第2-4表 家族形成段階別夫婦の生活行動時間

第2-4表 家族形成段階別夫婦の生活行動時間

(単位:時間,分)

		新婚期	出産・ 保育期	子供 教育期	子供 独立期	子ば なれ期
夫	1次活動	10.38	10.33	10.33	10.47	11.19
	2次活動	8.11	8.26	8.17	7.35	5.21
	うち仕事	7.07	7.23	7.24	6.47	4.38
	3次活動	5.11	5.01	5.10	5.39	7.21
妻	1次活動	10.46	10.31	10.14	10.20	10.59
	2次活動	7.36	8.55	9.11	8.47	7.11
	うち家事, 育児	3.03	5.58	4.05	4.00	3.36
	うち仕事	3.25	2.02	4.08	3.51	2.44
	3次活動	5.38	4.34	4.35	4.53	5.50

資料:総理府統計局「家族形成段階別の生活行動」

- (注) 1. 第1次活動:睡眠,食事,身の回りの用事など生理的に必要な行動
 第2次活動:仕事,家事,育児,在学者の勉強研究など義務的,拘束的な行動
 第3次活動:趣味・娯楽,スポーツ,休養など非拘束的,余暇行動的な行動
2. 家族形成段階
- (i) 新婚期……夫婦のみの世帯と夫婦と親の世帯のうち夫の年齢が28歳以下の世帯
 - (ii) 出産・保育期……夫婦と子供の世帯と夫婦と子供と親の世帯のうち6歳未満の子供がいる世帯
 - (iii) 子供教育期……夫婦と子供の世帯と夫婦と子供と親の世帯のうち末子が6~17歳の世帯
 - (iv) 子供独立期……夫婦と子供の世帯と夫婦と子供と親の世帯のうち末子が18~26歳の世帯
 - (v) 子ばなれ期……夫婦のみの世帯と夫婦と親の世帯のうち夫の年齢が58歳以上の世帯

このように育児における母親の負担はかなり大きいものとなっているが,それは肉体面にとどまらず精神面においても大きい。特に,祖父母との同居が減少したため,母親は育児に関してともすれば精神的に孤立しやすくなっていると思われるからである。例えば,日本総合愛育研究所の調査によれば,子供が病気になった場合に母親が相談した相手を見ると,核家族では夫(41.7%),実母(35.2%),姑(6.5%)となっているが,老親と同居している三世代家族では姑(34.9%),夫(30.5%),実母(21.7%)となっている。これをみると,三世代家族では身近に育児の経験者である姑や実母が居り,症例を見つつ具体的な相談ができるのに対して,核家族の場合には,これが不可能であり,特に重要な相談相手たる姑の活用もほとんど行われておらず,夫と相談する割合が高くなっている。このような場合,未経験な母親ほど育児についての不安が高まるのが容易に想像され,これが高じれば,例えば育児ノイローゼといった不幸な現象を引き起こす要因ともなりやすい。

また,一方では現代の母親は,育児知識を親や親族からばかりでなく,新聞,雑誌類,専門書,テレビ,ラジオ,専門機関等からも得ている(第2-5表)。

第2-5表 育児知識の入手先

第2-5表 育児知識の入手先

(単位:%)

	親その他の の親族	友 知 隣	人 人 人	学 校	保健所福祉 事務所など 行政機関	医療機関	専 門 書	新 聞 雑 誌 類	テ レ ビ オ ン な ど	そ の 他	まだ得て いない	不 明
総 数	4,134人	49.3	25.7	6.2	9.3	7.9	15.5	24.4	14.6	2.8	6.5	10.1
〔地 域〕												
10 大 市	803人	39.1	23.9	4.9	8.3	7.7	11.7	22.9	13.4	2.9	11.8	13.9
そ の 他 の 市	2,294	49.6	26.0	5.9	9.0	8.5	19.4	25.6	14.9	2.7	5.2	8.9
町 村	1,037	56.6	26.4	8.0	10.8	6.8	9.7	22.8	14.9	3.0	5.3	9.6
〔年 齢〕												
20 ~ 29 歳	909	38.3	26.8	7.8	11.3	10.5	22.2	27.0	16.3	1.8	20.4	3.1
30 ~ 39 歳	951	49.9	33.6	8.4	13.8	11.8	20.4	33.5	19.9	2.1	3.2	3.3
40 ~ 49 歳	982	53.6	26.9	6.9	11.9	6.7	15.2	24.9	15.4	3.4	2.3	9.7
〔学 歴〕												
小卒(未就学)・旧高小・新中卒	1,835	53.4	25.5	4.2	7.5	4.5	6.8	18.2	12.2	3.3	2.7	15.1
旧 中・新 高 卒	1,962	46.8	26.7	6.7	11.0	10.8	21.5	30.4	17.6	2.5	8.4	5.8
旧高専大・新大卒	320	41.9	21.9	15.6	9.7	10.3	29.4	22.5	10.0	1.9	17.2	6.3
不 明	17	41.2	11.8	—	5.9	5.9	—	29.4	11.8	—	—	35.3

資料：内閣総理大臣官房広報室「婦人に関する世論調査」(51年)

(注) 複数回答である。

この傾向は、地域別にみると大都市居住者に強く、また若年層や高学歴者において強くなっている。また、医療機関や保健所、福祉事務所などの行政機関の利用も2割前後となっており、特に高学歴者では高くなっている。

特に、母子健康手帳の交付や妊産婦や乳幼児の健康診査、母親学級や育児学級、児童相談所、家庭児童相談室等の行政サービスは母親にとって育児知識の有力な源となっている。

また、近年ではこうした状況のもとでいわゆる育児書の発行が増加しており、全国出版協会出版科学研究所の調査によれば、50年6月から51年5月にかけて162点、73万冊に及んでいるとされている。また母親の育児書の利用状況をみると、日本総合愛育研究所の調査によれば、約7割の母親が育児書を持っており、特に高学歴者になるほどその比率が高まっている(第2-6表)。また入手の方法や時期をみると、出産前に、自分から入手したものが多くなっている。育児書の評価については、ほとんどの母親が有益であったとしており、その理由をみると、子供の発育状況のチェックや子供の病状のチェックに使うものが多く、また、心配なときに読んで安心できたものとするのも多い。

第2-6表 育児書の利用状況

第2-6表 育児書の利用状況

(1) 育児書の普及度(母親の年齢別)

(単位:%)

	~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	平 均
持っている	62.5	64.4	73.9	63.5	50.0	68.9
持っていない	37.5	35.6	26.1	36.5	50.0	31.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 育児書の普及度(母親の学歴別)

(単位:%)

	大 学	高 校	中 学	平 均
持っている	92.5	74.0	52.3	72.0
持っていない	7.5	26.0	47.7	28.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

2 家族構成の変化と子供の養育

(2) 現代のしつけとその問題点

世帯規模の縮小及び家族構成の変化は,子供の社会化にとっても大きな影響を与えている。

子供にとっては,祖父母との同居が減少したことや家族についての親の意識が変化したため,家庭内での生活文化や伝統の継承が行われることが少なくなっており,また,少産により,きょうだいの数が減少した結果,子供にとって

の最初の「社会」とも言えるきょうだいのなかで,生活体験を積むことが少なくなっている。

しかし,最も重要なことは,親子の関係が昔とは大きく変化するなかで多くの親がしつけについて困難を感じるようになったことである。経済企画庁「家庭生活に関する調査」によれば,現代の夫婦の約7割が現在の家庭生活に満足しており,また自分たちが子供のころの家庭と比べても現在の方が良いとするものが多く,その内容についてみると夫婦の関係や家庭のまとまりについては,今日の方が良いというものが多数を占めている。しかし,子供のしつけについては「十分自信がある」及び「まあまあ自信がある」ものは約6割となっているが,「今日と比べて昔の方がよく行われていた」とするものが「このごろの方がよく行われている」とするものよりも多くなっており(第2-3図),41年に行われた同種の調査の結果よりもその傾向が強くなっている。

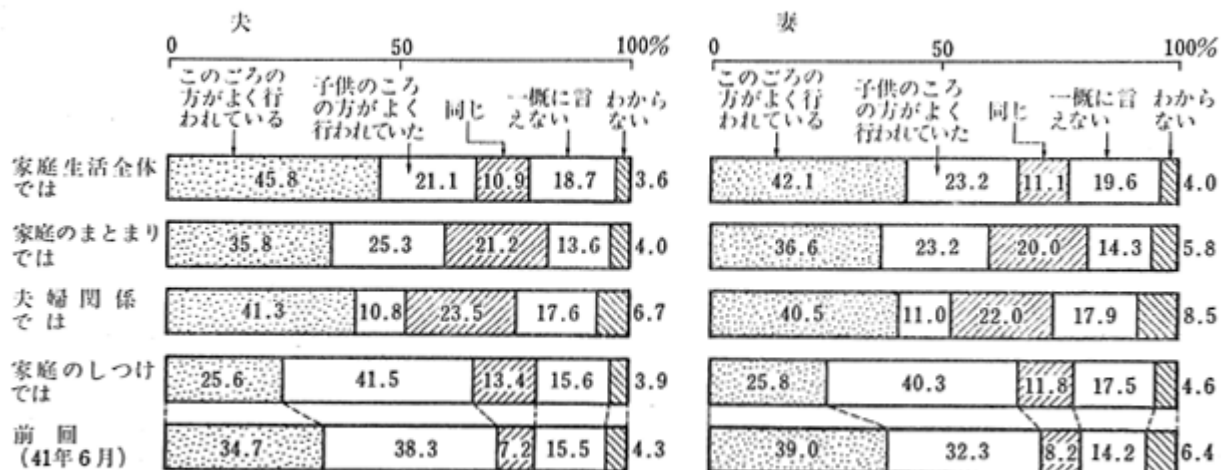
このように夫婦を中心とする家族制度が既に社会的にも定着し,今日の家庭生活に対する評価も昔のそれをしのいでいる状況のもとで,家庭機能の一つの大きな要素である「しつけ」が大きな問題となっているのである。

このような状況の背景にある現代の親子関係についてみると,その特徴として,父親の存在が希薄になるとともに,他方では母親の存在が相対的に大きくなり母子の関係が特に緊密化したことがあげられる。

家庭において父親の存在が希薄化したことについては,例えば,父親の意識をみると前述の「家庭生活に関する調査」においても,このごろの父親は家庭において父親としての責任を十分に果たしているとするものは全体の約3分の1でしかなく,親としての自信のなさがうかがえる。

第2-3図 子供のころの家庭生活と今日の家庭生活の比較

第2-3図 子供のころの家庭生活と今日の家庭生活の比較



資料：経済企画庁「家庭生活に関する調査報告書—新しい家族と家庭」(54年4月)

(3) 育児書の評価(母親の年齢別)

(3) 育児書の評価 (母親の年齢別) (単位：%)

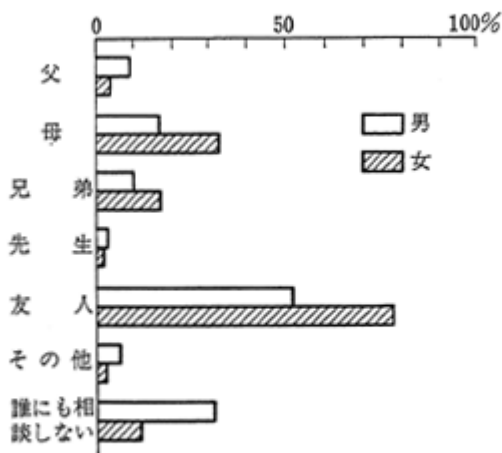
	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	平均
無益	25.0	3.4	5.8	2.6	0.0	4.9
有益	75.0	96.6	94.2	97.4	100.0	95.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：日本総合愛育研究所「大都市に住む母親についての調査」

また、子供の悩みの相談相手をみても父親の比重は極めて小さい(第2-4図)。

第2-4図 悩みの相談相手

第2-4図 悩みの相談相手



資料：日本リクルートセンター「高校生は何を考えているか —その意識と関心—」(52年)

これらの原因としては、戦後、「家」制度的な家族理念が衰退していくなかで、家父長の権威が衰えたこと、

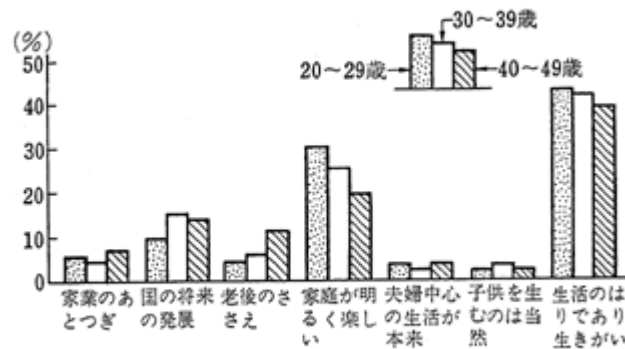
農業従業者、自営業者の減少と雇用者の増加のもとで、労働の場と生活の場が切り離され、子供が労働する父親の姿を間近に見る機会が少なくなってしまい、労働を通して父親から学んでいくことが少なくなったこと等があげられる。特に父親が雇用者としての通勤時間が長くなると、子供との接触時間が少なくなったり、また父親が家に居るときも、家庭に求めるのは安らぎであり、子供に対しては「優しい父」であろうとし「厳しい父」にはなろうとしない傾向があるとされている。

このように家庭における父親の不在が進行するもとの、子供にとって母親の存在が相対的に大きなものとなってきている。我が国においては母子の関係が情緒的に極めて緊密であり、また育児を直接担当するのは母親であるといった伝統が現在でも生きている。家庭電気製品の普及等により母親の家事労働が軽減される一方で、子供の数が減少したことにより、一人一人の子供に十分な「手間」と「時間」を掛けて育てようとする傾向が強まっている。これらのもとで母子の関係は一層緊密なものとなり、子供にとって母親の存在は、相対的に大きなものとなっている。

ここで注意しなければならないのは、母親の存在が父親の存在とのバランスを欠くほどに大きくなった場合には、子供の発達上問題が生じやすいことである。例えば母親の子供観についてみると、「子供は自分の生きがい」とするものが多数を占めている(第2-5図)。これは子供に対する母親の愛情の一つの表現とみられるが、これがバランスを欠くと子供は母親にとって、一つの自己実現の手段となるおそれがある。

第2-5図 妻の年齢別にみた子供についての意見

第2-5図 妻の年齢別にみた子供についての意見



資料：厚生省統計情報部「51年度人口動態社会経済面調査報告(出生)」

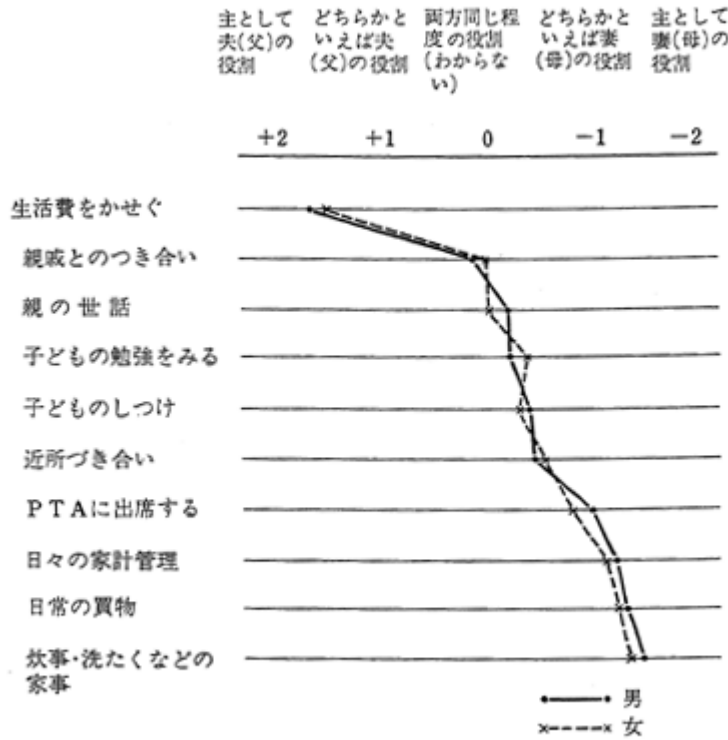
例えば、時間的、経済的な余裕を背景に子供に対して過剰に打ち込む結果、多くの期待と干渉が生じる。子供の教育への異常な関心や受験競争へのかりたてなどの問題はこうした一例と考えられる。

また、親の子供に対する甘やかしや、子供の過保護あるいはいわゆる子供のペット化等もバランスを欠いた愛情表現の一例とみられる。このようなバランスを欠いた愛情は子供の自立的発達を阻害することになりやすい。子供は両親の生活から男女の社会や家庭での役割を学び成長していくが、余りにも母親の存在が大きな場合には、いつまでも母親から離れることができず、社会生活への自立が阻まれることになると思われる。

前述の「家庭生活に関する調査」において父母の役割についての親の意識をみると「生活費をかせぐ」のは父の役割であり、家事、家政は母の役割とするものが大半を占めるが、「しつけ」については父の役割とするものは3.2%に過ぎず、父母両方の役割とするものが37.6%、母親の役割とするものが53.0%と過半数を占めており、「しつけ」における父親の役割が果たされていないことが分かる(第2-6図)。ただし、第2-7表にみるように、多数の親は家庭における子供の教育について「子供の甘やかし過ぎ」や「母親にまかせっぱなし」を気にしており、問題点は十分に認識しているようである。

第2-6図 夫婦の役割について

第2-6図 夫婦の役割について



資料：経済企画庁「家庭生活に関する調査報告書 ー新しい家族と家庭」(54年4月)

第2-7表 子供のしつけについて気になること

項目	構成比 (%)
母親にまかせっぱなし	20.6
父親がしっかりしない	2.7
甘やかしすぎて困る	22.2
ガミガミこごとを言い過ぎる	14.7
子供を理解しない	5.3
別にない	28.2
その他	0.6
わからない、回答なし	5.7
計	100.0

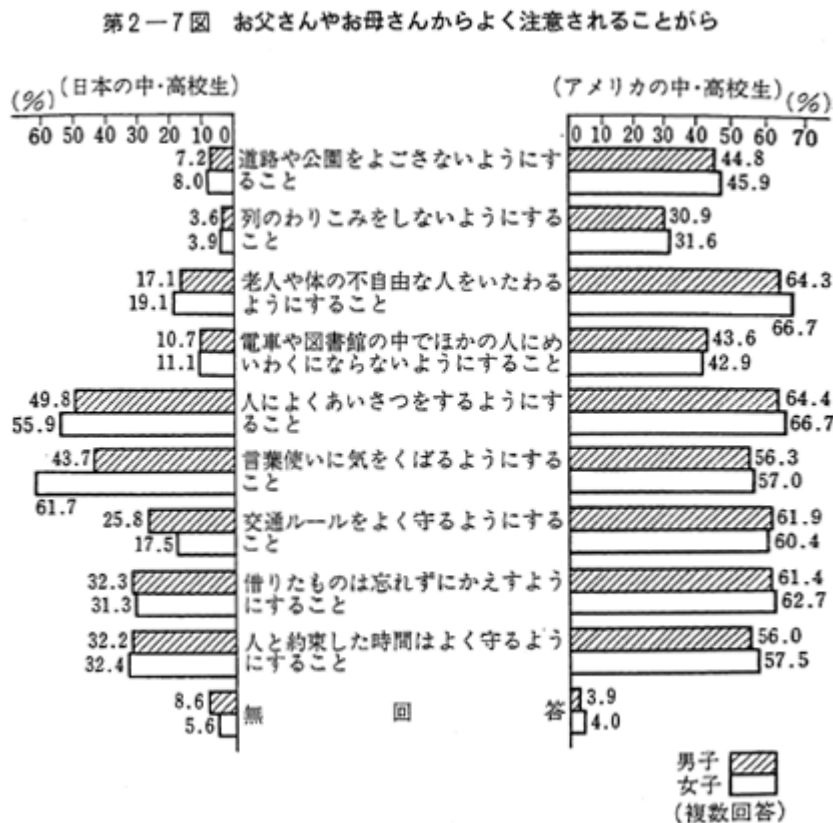
資料：共同通信社、日本世論調査会「親と家庭の在り方に関する世論調査」(52年12月)

このほかに、現代においてしつけを困難なものにしている要因としては、核家族化現象が進行するとともに家族に関する意識が変化したことや、人々の生活様式や生活観が多様化したことにより、しつけを支えた価値観が不確定なものになったことがあげられる。また過去の我が国でしつけにおいて大きな役割を果たしたと言われる地域の共同体の衰退等により家庭の負担が従前よりも大きくなったこともある。

また、これと関連して、現代の我が国のしつけはどちらかといえば家庭内の規範や規律の遵守に力点が置かれており、社会的関心が薄いという問題がある。第2-7図にみられるように、我が国のしつけは、「老人や体の不自由な人をいたわる」や「道路や公園をよごさないようにする」等の社会的な側面については、米国と比較して非常に関心が少なくなっている。これは「家」という意識が濃厚であった時代には、「家の恥」という意識や地域共同体の規制等によって保たれていた社会的な規範や規律が、その背景を失うことによって衰退したためだとも言われている。他人に対する思いやりや公共的なルールの遵守は、福祉の原点であり、また、連帯感ある社会の基礎的要件である「しつけ」において、このような社会的側面がより強調

される必要があるのではないだろうか。

第2-7図 お父さんやお母さんからよく注意されることがら



以上のような「しつけ」の困難さから逃避として、一方では「子供の放任」が行われるとともに、他方では「しつけの委託」が発生している。最近親が学校や塾に対し、本来家庭で行われるべきしつけや基本的な生活習慣の習得までも行ってくれることを期待する傾向があるとされている。

第2-8表のように学校がしつけをすることについて肯定的に答えたものは42.7%に及んでおり、否定的な答えをしたものが47.5%とほぼ均衡している。また第2-9表のように子供にけいこごとを習わせた効用として、人間形成面における効果をあげるものも多い。しかし、このようなしつけの委託は過去の我が国において存在したような地域共同体ぐるみのしつけとは異なり、社会的連帯感に基づいて子供を養育していこうとするものではない。また、その性格上、教え込んでいく側面が強く、子供が見よう見まねで無意識のうちに体得していくものではないから、規範や規律の内面化が十分でないおそれもある。このように今日のしつけは相当の困難に直面しつつあるが、夫婦を中心とした新しい家族理念が定着しつつある現在、これに応じた固有のしつけの在り方が見出されてもしかるべきなのではないだろうか。その際重要なことは、第一に「子は親の鏡」という言葉によって示されるように子供が見習って成長すべきモデルを親たちが確立していくことである。また、子供の養育に関して社会的連帯を育てていくことである。家庭におけるしつけは、しつけの一部でしかない。むしろしつけが子供の社会化のための教化の過程である以上、家庭でのしつけには本来限度がある。地域社会の連帯の上に立って、他人の子供に対する無視でもしつ責でもない、大いなる愛情をもったしつけが望まれるのではないだろうか。

第2-8表 学校における「しつけ」について

第2-8表 学校における「しつけ」について

(単位：%)

項 目	構 成 比
学校でしつけをしないで困る。大いにやってほしい。	14.8
もう少ししつけをしてもよいと思う	27.9
しつけは学校の役割ではない、家庭が責任を持つべきだ	27.9
家庭でしつけをしないで、学校を責める親が多すぎる	19.6
どちらともいえない	7.1
そ の 他	0.1
わからない、回答なし	2.6
計	100.0

資料：共同通信社、日本世論調査会「親と家庭のあり方に関する世論調査」(52年12月)

第2-9表 けいこごとのプラス面

第2-9表 けいこごとのプラス面

(単位：%)

項 目	構 成 比
子供の才能を伸ばすことができた	17.6
いろいろな面で自信ができた	24.9
情緒が豊かになった	14.3
友達ができた	11.1
心身の鍛練になっている	23.8
一つのことに集中でき、落ち着きがでてきた	13.3
そ の 他	3.3
待 に な し	19.7

資料：三和銀行「現代教育熱測定レポート」(52年3月)

(注) 複数回答である。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

3 家計にとって大きい子供の養育費負担

(1) ライフステージ別の教育費

子供の養育費は家計にとって大きな負担となっている。特に子供が成長するに従って食費や教育費の増加を中心に,養育費は増加し,子供が大学に通うころには最大になるとみられる。

49年の「全国消費実態調査」によって,子供の成長段階別の家計の収支構造についてみる(第2-10表)。

第2-10表 ライフステージ別の家計収支の動向

第2-10表 ライフステージ別の家計収支の動向(勤労者世帯)

区分	第一子の年齢						
	① 2歳以下の 幼児 (子供数 1人)	② 3~6歳 未就学児 (子供数 2人)	③ 小学生 (子供数 2人)	④ 中学生 (子供数 2人)	⑤ 高校生 (子供数 2人)	⑥ 大学生 (子供数 2人)	⑦ 平均 (子供数 2人)
1 世帯主年齢	29.4	32.8	37.7	42.5	45.4	49.8	39.8
2 有業人員	1.12	1.18	1.30	1.40	1.44	1.34	1.42
3 持家率	21.8	38.2	49.0	60.8	71.6	78.2	53.5
(ライフステージ別相 対比)							
実収入	78.6	85.9	95.1	105.7	115.2	126.6	100.0
(うち妻の収入)	64.0	41.5	87.6	157.0	190.7	116.8	100.0
可処分所得	79.2	86.9	95.5	105.2	113.9	123.8	100.0
食料費	76.6	89.6	99.1	108.8	110.5	115.8	100.0
住居費	123.4	103.6	91.1	101.2	107.6	86.2	100.0
光熱費	81.0	86.6	95.0	106.3	117.9	117.9	100.0
被服費	73.8	83.3	92.9	104.1	116.1	147.7	100.0
雑費	76.2	88.6	91.4	98.4	118.2	162.6	100.0
消費支出	80.6	89.7	94.3	103.1	114.3	136.3	100.0
(特掲)教養娯楽関係費	75.6	90.5	104.4	111.8	110.2	115.0	100.0
(特掲)教育関係費	1.2	67.2	83.6	109.2	173.7	324.4	100.0
(構成費率)							
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	32.6	34.3	36.1	36.2	33.2	29.2	34.3
住居費	12.0	9.5	10.1	9.7	7.1	7.0	9.4
光熱費	3.3	3.2	3.3	3.4	3.4	2.9	3.3
被服費	10.0	10.1	10.7	11.0	11.1	11.8	10.9
雑費	39.8	41.6	40.8	40.2	43.5	50.2	42.1
(特掲)教養娯楽関係費	7.9	8.5	9.3	9.2	8.1	7.1	8.4
(特掲)教育関係費	0.1	4.0	4.8	5.7	8.1	12.8	5.4
平均消費性向	91.1	92.3	88.3	87.6	89.8	98.5	89.4

資料：総理府統計局「49年全国消費実態調査報告」

- (注) 1. 家計の収支は全国勤労世帯の家計収支である。
 2. ライフステージは、①が2歳以上の幼児が1人だけいる世帯(3人世帯)、②~⑥は子供が2人いる世帯(4人世帯)、⑦は4人世帯の平均値である。

まず、家計の実収入は子供の成長に伴って、すなわち親の年齢が高まるにつれて増加しており、2歳以下の子供を1人しか持たない家計の収入に対して、子供が2人いて上の子供は大学生である家計の収入は約1.6倍となっている。

なお、妻の収入についてみると、子供が成長するにつれて増加しているが、これは子供に手が掛からなくなるにつれて妻が働きに出やすくなることや、後に述べる住宅購入やローン返済のための共かせぎが増加するためと考えられる。

次に消費支出をみると、大学生を頭に2人の子供を抱える家計は2歳以下の幼児を1人抱える家計の約1.7倍の消費支出となっている。また消費性向は2歳以下の幼児が1人の家計では91.1%であるが、小学校に入学前の幼児2人を抱える家計では92.3%に上昇し、長子が小学生、中学生、高校生の段階では90%を下回っているが、長子が大学生になった段階では98.5%まで上昇している。この時期では平均的にみると長子が大学生であれば、次子は高校生であるか、大学に入ったばかりであり、教育費等の負担がかさむため親としては最も苦しい時期に当たっている。

次に消費支出の内訳についてみる。食料費は、子供の成長段階が上るにつれて一貫して増大しているが、エンゲル係数をみると、長子が小学生、中学生の時期には食べ盛りの子供を二人抱えることになるため、約36%とピークに達しており、その後は食料費支出は増加しているものの、消費支出全体の伸びよりは伸び率が小さいため、エンゲル係数は低下している。また住居費(住宅ローン返済額は含まず)は子供が小さいころは親が若いため持ち家率も低く、家賃等がかさむため、他のライフステージの世帯よりも、絶対的にも相対的にも大きな負担となっているが、親の年齢が上り持ち家率が上昇するに従って住居費負担も低下している。光熱費、被服費はほぼ消費支出全体動きと並行して推移している。雑費についてみると、長子が中学生の時

期までは消費支出全体とほぼ同様の動きをしているが、長子が高校や大学に進む段階では、教育費やこづかい等が急激に増加するため、消費支出に占める割合も増加し、特に長子が大学生の時期には50.2%と消費支出全体の約半分を占めるに至っている。特に教育関係費は長子が大学生になる時期には、小学生の時期の約4倍もの負担となり、消費支出に占める割合も小学生の時期4.8%から12.8%まで上昇している。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

3 家計にとって大きい子供の養育費負担

(2) 親の負担する教育費

近年,高等教育への進学率が高まったこと,それに伴い進学競争の激化に対応して子供を塾等へ通わすことが多くなったこと等により,家計が負担する教育費は年々増加している。家計調査によれば,勤労者世帯の53年の教育関係費は45年に比べて2.96倍にも増加しており,消費支出のなかに占める教育関係費の比率も5.0%から5.8%へと上昇している(第2-11表)。またこのほかに習字やピアノといったけいこごとへの支出も大きく増加している。52年の文部省「父兄が支出した教育費調査」によって具体的に家計が子供1人当たりに対して支出した教育費についてみると,52年度において,小学生で98,802円,中学生(公立)110,019円,高校生(公立,全日制)163,620円となっている(第2-8図)。

第2-11表 教育関係費の支出の推移

第2-11表 教育関係費の支出の推移

(単位:円,%)

区分 年次	支 出 額			対前年増加率			対消費支出比			指数(45年=100)			
	教育 関係費	その他 の月謝	計	教育 関係 費	その 他の 月謝	計	教育 関係 費	その 他の 月謝	計	教 育 関係費	その 他の 月謝	計	消費 支出
45年	49,171	8,281	57,452	—	—	—	5.0	0.8	5.8	100.0	100.0	100.0	100.0
46	54,377	9,226	63,603	10.6	11.4	10.7	5.0	0.8	5.8	110.6	111.4	110.7	110.5
47	56,048	10,244	66,292	3.1	11.0	4.2	4.7	0.9	5.6	114.0	123.7	115.4	120.3
48	64,816	12,356	77,172	15.6	20.6	16.4	4.6	0.9	5.5	131.8	149.2	134.3	141.7
49	79,381	15,309	94,690	22.5	23.9	22.7	4.7	0.9	5.5	161.4	184.9	164.8	172.2
50	101,176	19,137	120,313	27.5	25.0	27.1	5.1	1.0	6.0	205.8	231.1	209.4	201.1
51	117,875	24,414	142,289	16.5	27.6	18.3	5.4	1.1	6.6	239.7	294.8	247.7	218.8
52	134,211	27,152	161,363	13.9	11.2	13.4	5.7	1.1	6.8	272.9	327.9	280.9	239.7
53	145,380	30,389	175,769	8.3	11.9	8.9	5.8	1.2	7.0	295.7	367.0	305.9	252.2

資料:総理府統計局「家計調査年報」

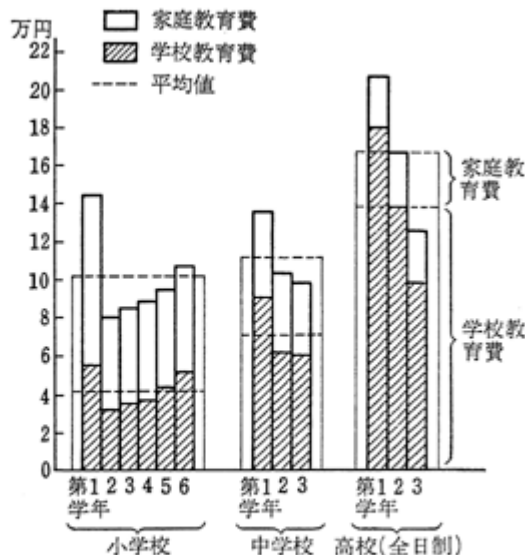
(注) 1. 支出額は全国勤労者世帯である。

2. 教育関係費の内訳

学校給食費,教育(授業料等),文房具,印刷物(教科書,学習参考書),補習教室,遊学仕送り金

第2-8図 父兄が支出した教育費

第2-8図 父兄が支出した教育費



資料：文部省「52年度父兄が支出した教育費調査報告書」

(注) 小、中、高校は、すべて公立である。

更に内訳についてみると、小学生では、学校教育費(教科の学習に直接必要とする費用や修学旅行、遠足等の費用まで含めて、子供を学校に通わせるのに必要な費用、ただし給食費を除く。)は全体の41.7%であり、残りの58.3%は家庭教育費(子供を学習塾やけいこごとに通わせる費用)となっている。中学生では、学校教育費は62.8%、家庭教育費は37.2%、高校生では同じく83.2%と18.2%になっている。

更に家庭教育費について詳しくみると、51年度文部省「児童生徒の学校外学習活動に関する実態調査」によると、学習塾や家庭教師についているものは小学生で13.2%、中学生では42.3%であり、またけいこごとを習っているものは、小学生で62.8%、中学生では25.1%となっている(第2-12表)。そして、その際に支払われる月謝は51年当時で、学習塾では小学生5,500円、中学生5,200円、けいこごとでは、小学生3,300円、中学生3,100円となっている。

第2-12表 学習塾やけいこごとを習っている者の比率

第2-12表 学習塾やけいこごとを習っている者の比率

(単位：%)

	小学生			中学生		
	計	男	女	計	男	女
学習塾のみ	4.2	5.7	2.6	26.6	32.7	20.3
家庭教師のみ	0.4	0.5	0.2	3.3	4.0	2.6
けいこごとのみ	54.4	45.6	63.6	13.9	7.7	20.4
学習塾と家庭教師	0.2	0.3	0.1	1.2	1.6	0.8
学習塾とけいこごと	7.5	7.1	7.8	9.6	6.0	13.3
家庭教師とけいこごと	0.7	0.7	0.7	1.0	0.6	1.6
学習塾、家庭教師、けいこごと	0.2	0.2	0.3	0.6	0.3	0.9
うち学習塾、家庭教師	13.2	14.5	11.7	42.3	45.2	39.5
けいこごと	62.8	53.6	72.4	25.1	14.6	36.1
合計	67.5	60.1	75.3	56.2	52.8	59.7

資料：文部省「51年度児童生徒の学校外学習活動に関する実態調査」

では、子供1人を幼稚園から大学を卒業させるまでにどれだけの費用が掛かるのであろうか。第2-13表にみるように、すべて国、公立の教育機関に通う場合でも、51年価格でみて、305.2万円必要であり、大学については下宿させて私立大学に通わせた場合には、更に約200万円必要であるという試算結果が得られている。

第2-13表 大学を出るまでに掛かる教育費

第2-13表 大学を出るまでに掛かる教育費

(単位：万円)

	こ ー ス				平 均
	幼稚園	小学校	中学校	高校	
1	私	私	私	私	536.3
2	私	公	私	私	376.1
3	私	公	公	私	316.7
4	私	公	公	公	254.0
5	公	公	公	公	236.6

資料：三和銀行「現代教育熱測定レポート」(52年3月)

(注) 1. 公は公立，私は私立の教育機関を示す。

2. 費用の内訳は学費，月謝，小づかい等である。

(単位：万円)

居住形態	大 学		
	国 立	公 立	私 立
自 宅	68.6	65.1	140.1
学 寮	120.4	143.5	216.6
下 宿 等	181.2	177.8	266.2

(注) 1. 文部省「51年度学生生活調査」より推計

2. 費用の内訳は学費及び生活費であるが，自宅通学の場合は生活費は算入せず，また学寮，下宿等の生活費は自宅通学の場合との差額のみを算入した。

このような教育費の負担に対して親はどう感じているかについてみると、第2-9図に示したように、主婦の30.9%が教育費について負担感を訴えており、特に負担が高まる40歳台ではこの比率は36.0%に増加している。また子供数が増加するにつれて負担感が高まっている。月収との関係では、教育費の占める割合が1割未満のときには、負担感を訴えるものは全体の5.3%に過ぎないが、教育費の負担率が月収の2割を超えると過半数のものが負担感を訴えている。

このような教育費の負担に対して、子供が生まれる以前から親たちの関心が始まっていることは出生に関する意識の項において述べたところであるが、具体的な教育費の準備をいつから行ったかについてみると、子供が生まれたときに開始したものが全体の約4分の1であり、中学校に入るまでに84.6%のものが開始している(第2-10図)。

第2-9図 教育費についての感想

第2-9図 教育費についての感想

(1) 教育費についての感想(年代別) (単位：%)

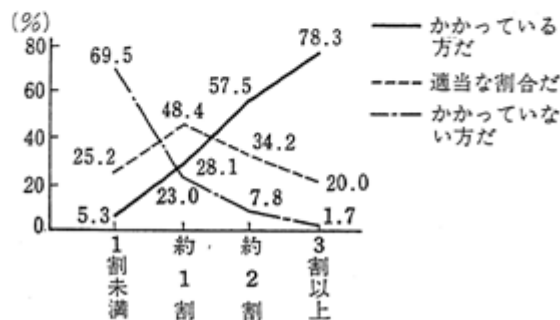
	かかっている方だ	適当な割合だ	かかっていない方だ	不明
全体	30.9	34.5	34.2	0.5
30代	27.5	33.8	38.3	0.4
40代	36.0	35.6	27.7	0.6

(2) 教育費についての感想(子供の数別)

(単位：%)

	かかっている方だ	適当な割合だ	かかっていない方だ	不明
1人	25.6	30.5	42.6	1.2
2人	30.6	36.0	33.0	0.4
3人	32.3	32.8	34.9	
4人以上	43.5	30.4	21.7	4.3

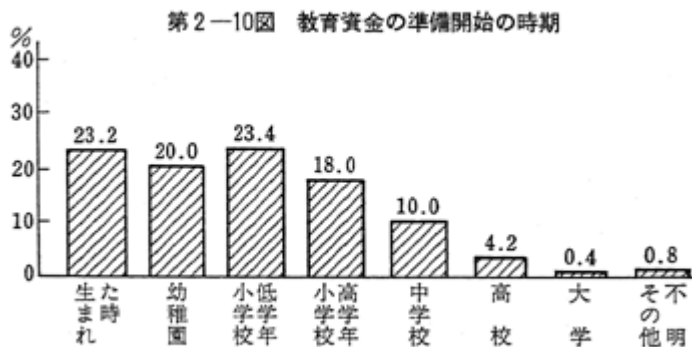
(3) 教育費の月収に占める割合とその感想



資料：三和銀行「現代教育熱測定レポート」(52年3月)

第2-10図 教育資金の準備開始の時期

資料：三和銀行「現代教育熱測定レポート」(52年3月)



資料：三和銀行「現代教育熱測定レポート」(52年3月)

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

4 子供と住宅

(1) 子供と住宅環境

子供と住宅問題との関係は,子供が生まれる以前に既に始まっている。45年度人口動態社会経済面調査によれば,既に二子を得ている夫婦について第3子を生むか否かを調査したところ,居室が3室以下の世帯の夫の過半数が第3子の出産を望んでいない。またこれを住宅の種類別にみると「公営・公社・公団の賃貸住宅」や「借家・民営の賃貸アパート」に居住する世帯で出産を望まないものの比率が持家世帯と比べて相対的に高く,その理由をみると,2室以下の世帯では「収入が少ない」,「子供に手をかけたい」と並んで「住宅が狭い」ことをあげる比率が高い(第2-14表)。

第2-14表 住宅の種類と室数別にみた出産を希望しない理由別割合

第2-14表 住宅の種類と室数別にみた出産を希望しない理由別割合 (延数)
(単位:%)

住宅の種類			出産を希望しない理由						
			子供に手をかけたい	生活を楽しむ	収入が少ない	母体の健康	住居が狭い	老後の保障なし	その他
公営・公社・公団の賃貸住宅	2室以下	夫	36.2	10.3	41.4	27.6	43.1	6.9	12.1
		妻	33.8	12.2	44.6	29.7	40.5	6.8	10.8
	3室	夫	42.7	11.3	42.7	27.4	37.1	8.9	9.7
		妻	39.5	10.9	39.5	29.3	37.4	12.2	8.8
借家・民営の賃貸アパート	2室以下	夫	35.1	9.7	47.8	25.7	47.6	9.4	6.5
		妻	33.0	10.0	43.3	28.7	44.6	9.3	8.3
	3室	夫	43.1	12.7	32.0	22.3	24.9	8.6	8.6
		妻	39.3	9.5	29.8	26.4	25.2	8.3	10.3

資料:厚生省統計情報部「45年度人口動態社会経済面調査報告(出生)」

(注) 1. 2児を有する夫婦に対するアンケート調査結果(複数回答)である。

2. 出産を希望しない者の割合は夫(2室以下53.1%, 3室51.3%), 妻(2室以下67.3%, 3室64.7%)である。

更に,民間アパートの一部では,悪い住宅事情のために,子供を生むため他の住宅に移らねばならないという状況もみられる。

子供が成長するに従って狭小住宅においてはますます深刻になる。

48年の住宅統計調査によれば,食寝分離ができていない世帯は,全国で24.1%であり(第2-15表),人口集中地区では33.3%に及んでいる。居住形態別にみると持家世帯では,食寝分離が進んでいるが,借家世帯では,特に民間アパートを中心にかなり不十分な状況となっている。

第2-15表 居室の使用状況について

第2-15表 居室の使用状況について(食寝分離について)(単位:%)

居 住 形 態	食寝分離を行っていない世帯
持 家	10.9
借 家	42.4
公 営 借 家	34.0
民 営 借 家 (設備専用)	40.2
民 営 借 家 (設備共用)	84.0
給 与 住 宅	24.3
平 均	24.1

資料: 総理府統計局「48年住宅統計調査報告」

次に、就寝分離についてみると、6歳以上の子供のいる核家族世帯では、個々の子供に個室を与えることのできる世帯(家族の就寝分離が可能)は、普通世帯平均で72.5%であり、持家世帯では83.6%であるが、借家世帯では44.3%でしかない(第2-16表)。

また、夫婦が独立した寝室をもたない世帯が民営借家(設備専用)では28.8%、民営借家(設備共用)では48.8%ある。したがって、子供が中学生以上になれば男女別に寝室を与えなければならないが、持家世帯はともかく、民間アパートでは困難な状況になっている。

第2-16表 居室の使用状況について

第2-16表 居室の使用状況について (単位:%)

	子供に個室 を与えられ る世帯	夫婦と6歳 以上の子供 とが同室で 就寝してい る世帯
持 家	83.6	7.6
借 家	44.3	23.9
公 営 借 家	40.8	16.9
民 営 借 家 (設備専用)	42.0	28.8
民 営 借 家 (設備共用)	16.0	48.8
給 与 住 宅	58.2	15.8
合 計	72.5	12.2

資料: 総理府統計局「48年住宅統計調査報告」

(注) 6歳以上の世帯員がいる核家族世帯(住宅に住む主世帯)についてみたもの。

ただし ① 子供に個室を与えられる世帯

室数 \geq 夫婦の組数(1) + 6歳以上の世帯員数(N) + 食事室兼
台所(1)

② 夫婦と6歳以上の子供とが同室で就寝している世帯

就寝に使用している居住宅が1室の世帯

このように子供を取り巻く居住環境は、特に民間アパートを中心とした借家世帯では満足できる状況にはないと言える。

居室数が1室ないし2室の住宅において子供を育てる場合には、1~2歳児期の運動不足や室内での事故等の問題が指摘されており、また、子供と大人の生活が分離できないため、夜ふかし、テレビの見過ぎ、勉強時間の分断等子供の生活が乱されることが多いと言われている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

4 子供と住宅

(2) 高い持家志向と住宅ローン

大都市周辺での土地供給の減少,地価の高騰,建材価格の上昇等,最近の持家取得を取り巻く状況はますます厳しいものになりつつあるが,持家志向には根強いものがある。

特に借家世帯についてみると,内閣総理大臣官房広報室「大都市地域における住宅,地価に関する世論調査」(52年10月)によれば,何らかの形で持家取得の計画をもつものが全体の44.2%を占めており,また,このうち一戸建を考えているものは33.3%となっている。また,計画をもたないものにおいても,その過半数は現在の住宅に不満をもっているものの,経済的理由によって計画がたてられないとしている。

また,持家取得の理由についてみると,国民生活センター「大都市周辺部における住宅取得」(54年3月)によれば,家賃の負担や所得・物価の上昇を考えてといった経済性の観点や居住性向上の観点と並んで,「家は家族のよりどころである」といった情緒的要因が大きな理由となっている。

こうした持家志向の背景には,前述のように子供が成長したときに民間アパートを中心とした借家では十分な居住環境を確保することが困難なものが多いことも影響していると考えられる。

53年住宅需要実態調査結果報告(第2-17表)によってみても,子供の年齢が上るにつれて,持家に住むものの比率が急速に高まっており,逆に民間アパート(設備専用)等の比率が低下している。

第2-17表 ライフステージ別にみた居住形態

第2-17表 ライフステージ別にみた居住形態

(単位:%)

居 住 形 態	第 1 子 の 年 齢				平 均
	5 歳以下	6 ~ 11	12 ~ 17	18歳以上	
持 家	31.8	52.4	66.8	80.7	62.0
一戸建・長屋建	28.8	49.2	64.1	78.2	59.1
共同建・その他	3.1	3.2	2.7	2.5	2.8
借 家	68.2	47.6	33.2	19.3	38.0
公 営 住 宅	8.5	8.3	6.3	4.2	6.4
公 社 ・ 公 団	4.9	3.8	2.6	1.2	2.8
民 営 借 家	40.2	24.8	18.1	11.1	21.3
一戸建・長屋建	21.4	15.9	12.3	8.0	13.3
共同住宅(設備専用)	17.6	7.8	5.0	2.4	7.1
共同住宅(設備共用)	1.2	1.1	0.9	0.7	0.9
給 与 住 宅	14.5	10.8	6.2	2.9	7.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:建設省「53年住宅需要実態調査結果報告」

(注) 全国の核家族世帯についてみたものである。

また、持家取得についてみると、住宅ローンを返済中の世帯は、53年で勤労者世帯の22.0%を占めており、40歳台についてみると27.3%になっている。また、住宅ローンの月々の返済金が月収に占める割合は住宅ローン返済中の勤労者の平均で11.3%であり、また世帯主の年齢が若いほど高くなっている。

このような住宅ローンの返済を行うために、家計では妻が働きに出ること等により収入の増加を図るとともに、消費性向を一般の世帯よりも低く抑えるなどしており、特に40歳台の世帯の場合には、子供の教育費が最も増大する時期と重なるため、家計にとってはかなりの負担となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

5 子供の生活時間

(1) 長くなった子供の時代

子供が子供である時期は過去と比べて格段に長くなっている。その第一は,教育期間が長くなったことである。

30年において同世代の人口のうち中学卒業とともに社会人となったものは48.5%,高校卒業とともに社会人となったものは41.4%いた。その後進学率が高まるにつれて,年若くして社会人となる率は急激に減少し,53年には中学卒業後社会に出たと考えられるのは同世代のわずか6.5%でしかない。このように社会人となる以前の猶予期間は格段に長くなっている。また,53年3月の「日米小学生調査」によれば,我が国の大半の親は子供の「就職」,「結婚」,「20歳到達」をもって,大人への到達と考えており,諸外国に比べても,子供として取り扱われる期間は長いものとなっている。

第二は,子供が労働から解放されていることである。NHKの「国民生活時間調査」(第2-18表)でみると,児童の「仕事」や「家事」の時間は,「学業」や「自由」の時間に比べて極めて少ない。農業や自営業の比率が低下し,また家族規模の縮小,家事の合理化が進んだため,子供は労働力として期待されることが少なくなっており(第2-11図),進学競争のもとで,子供は勉強さえしておればよいという親も多くなったと言われている。

第2-18表 子供の生活時間

第2-18表 子供の生活時間

	小学生			中学生			高校生			大学生			
	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	
必需時間	睡眠	9.19	9.12	10.13	7.47	8.09	9.12	7.09	7.20	8.37	7.18	7.38	8.24
	食事	1.33	1.25	1.30	1.23	1.22	1.31	1.21	1.20	1.25	1.22	1.17	1.23
	身の回りの用事	0.53	0.50	0.54	0.58	0.54	0.53	1.05	0.57	0.56	1.07	0.56	0.57
	合計	11.45	11.17	12.37	10.08	10.25	11.36	9.35	9.37	10.58	9.47	9.51	10.44
拘束時間	学業	0.02	0.02	0.01	0.04	0.03	0.02	0.24	0.16	0.20	0.53	0.48	0.45
	(うち 課外活動, 自宅学習)	(1.43)	(1.30)	(1.21)	(3.33)	(3.14)	(3.24)	(3.09)	(2.53)	(3.49)	(2.01)	(1.48)	(1.31)
	家事	0.20	0.32	1.15	0.25	0.35	1.32	0.39	0.57	1.46	1.01	1.25	1.26
	移動	0.52	1.04	0.26	0.53	1.00	0.29	1.36	1.32	0.40	2.13	1.58	0.47
合計	8.13	6.49	3.09	10.54	9.08	5.41	11.04	9.26	6.49	9.14	7.36	4.31	
自由時間	交際	0.05	0.11	0.22	0.09	0.18	0.24	0.18	0.33	0.45	0.51	1.16	1.42
	レジャー活動	0.20	0.22	0.19	0.24	0.29	0.31	0.34	0.41	0.37	0.38	0.29	0.26
	(うち スポーツ, 子供のあそび)	(1.10)	(1.37)	(2.35)	(0.19)	(0.24)	(0.46)	(0.04)	(0.04)	(0.11)	(0.08)	(0.09)	(0.14)
	新聞, 雑誌	0.21	0.31	0.38	0.21	0.29	0.30	0.23	0.30	0.29	1.01	1.12	1.21
テレビ	0.01	0.04	0.07	0.24	0.27	0.28	0.33	0.47	1.05	1.03	1.13	1.29	
合計	4.28	6.33	9.07	3.53	5.24	7.57	4.34	6.21	8.08	6.57	8.39	10.54	

資料: NHK放送世論調査所「50年度国民生活時間調査」

(注) 小学生は, 10歳以上(5, 6年生)を対象としている

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

5 子供の生活時間

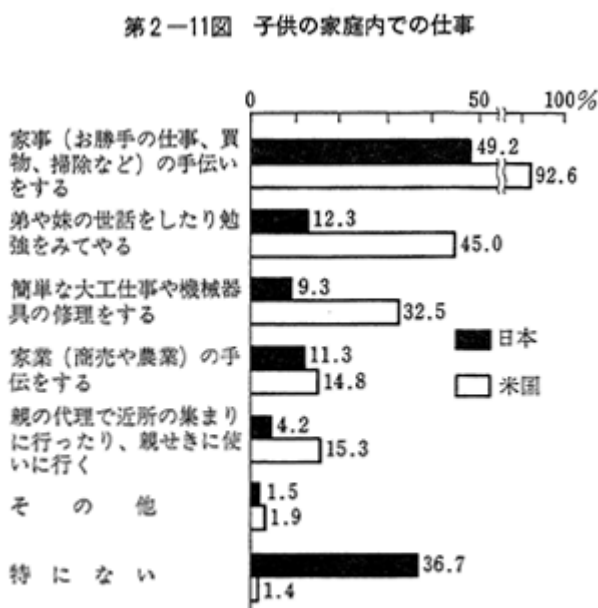
(2) 子供の生活時間

では,子供たちは長くなった子供の時代をどのように過ごしているのだろうか。NHKの「国民生活時間調査」(第2-18表)によれば,小学生(5,6年生)の睡眠,食事等の必需時間は平日で11時間45分,学業や家事等の拘束時間は,8時間13分,自由時間は4時間28分となっている。

また,中学生では,必需時間は10時間8分,拘束時間10時間54分,自由時間3時間53分となっている。

子供の生活時間で特徴的なことは,生活がよいつぱりの朝寝型へと変化してきたことである。小学生について,その起床時間をみると,40年には,平日で朝6時には20.7%のものが起きていたが,50年には13.2%に減少している。また,40年には,夜の9時に51.2%のものが床に就いていたのに対して,50年には,38.3%になっている。中学生においても同様の傾向が示されている。これは,大人の生活時間がよいつぱりの朝寝型になっていることに多分に影響されており,更に勉強とテレビが原因となっている。特に中学生の場合には,「課外活動,自宅学習」の時間が40年には1時間40分であったのが,50年には3時間33分となっており,このため睡眠時間は,40年の8時間37分から,50年には7時間47分まで減少してきており,これが登校ぎりぎりまで寝ていたいという子供たちを生んでいると思われる。この結果,朝食を食べずに学校に出てくる者も増えており(第2-19表),睡眠不足とともに,子供の健康管理上問題

第2-11図 子供の家庭内での仕事



資料：総理府青少年対策本部「家庭と青少年調査」(51年度)

(注) 対象は日,米両国の中学,高校生である。

第2-19表 朝食の欠食状況(学年別)

第2-19表 朝食の欠食状況(学年別)

(単位:%)

	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校	
	男	女	男	女	男	女
週1回以上の欠食	7.4	4.6	12.9	11.7	21.8	19.5
1 ~ 2 回	6.3	4.1	9.2	9.0	11.1	12.5
3 ~ 4 回	0.8	0.4	2.0	1.7	4.5	3.8
5 ~ 6 回	0.3	0.1	1.6	1.0	6.3	3.2

文部省調べ

調査期間 53年9月25日(月)~30日(土)

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

6 子供と遊び

(1) 子供と自由時間

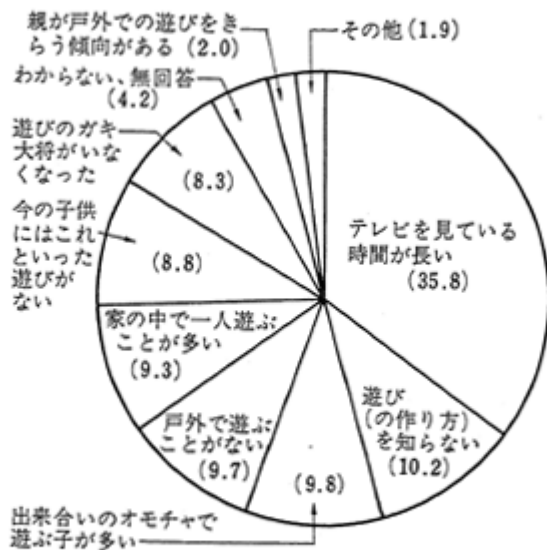
また,子供たちは昔の子供と比べてより豊富な自由時間を持っているはずであり,NHKの「国民生活時間調査」によれば,小学生(5,6年生)の自由時間は平日4時間28分,土曜日6時間33分,日曜日9時間7分となっている(第2-18表)。

ところが,現代の親からみると第2-12図のように,子供はテレビばかり見ており,戸外で遊ぶことが少ないのである。NHKの同調査をみると,前記自由時間のうち,「スポーツ」や「子供の遊び」の時間は小学生については,平日で1時間10分,日曜日は2時間35分であるのに対して,テレビの時間は,平日では2時間20分,日曜日は3時間39分となっており,「スポーツ」や「子供の遊び」の時間を大きく上回っている。

第2-12図 大人の目からみた現代の子供の遊び

第2-12図 大人の目からみた現代の子供の遊び

(単位:%)



資料: 共同通信社, 日本世論調査会「親と家庭の在り方に関する世論調査」(52年12月)

(注) 調査対象 全国20歳以上の男女である。

また,小学生の遊びの場所をみると,第2-20表のように,自分の家や友だちの家などの屋内で遊ぶことが多く,家の近所を別とすれば,昔のように原っぱや公園等の戸外で遊ぶことが少ない。更に,友だちについてみると,そのほとんどが学校での同級関係によって得られた友だちであり,地域や学外でのクラブ活動での友だちや,年齢を異にする友だちは少ない(第2-13図)。その結果,いわゆる「ガキ大将」を中心とした「遊び仲間」がなくなったと言われている。

第2-20表 子供の遊び場

第2-20表 子供の遊び場

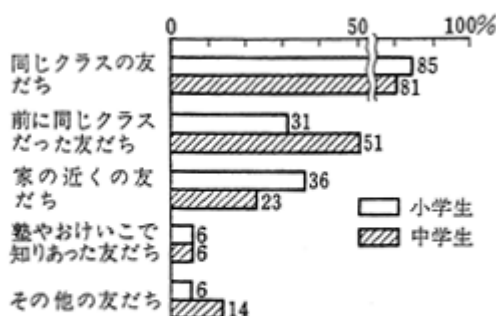
(単位：%)

遊び場	全 体			小学生	中学生
	計	男	女		
自分の家	60	50	70	46	70
友だちの家	34	34	34	35	33
家の近所	31	34	28	44	22
空地(原っぱ)	13	19	7	21	8
公園	13	16	9	20	8
道路	6	8	3	6	5
その他	6	7	5	7	5
屋内	94	84	104	81	103
戸外	63	77	47	91	43

資料：内閣総理大臣官房広報室「子どもの意識に関する世論調査」(53年7月)
 (注) 複数回答である。

第2-13図 友だちはどこで得るか(小・中学生)

第2-13図 友だちはどこで得るか(小・中学生)



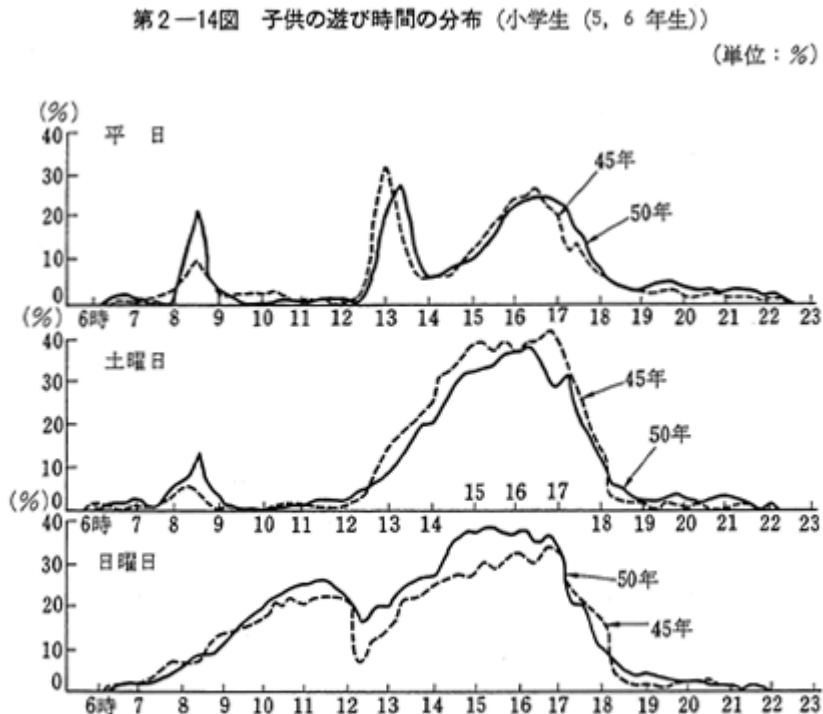
資料：内閣総理大臣官房広報室「子どもの意識に関する世論調査」(53年7月)
 (注) 1. 非常に仲のよい友だちについて調査したものである。
 2. 複数回答である。

このような現象の原因として、次のようなことが考えられる。第一は、急激な都市化は、十分な都市公園等のオープンスペースの整備を伴わないままに空地や原っぱ等の子供の遊び場をつぶし、また、自動車の増加は、それまで子供たちにとって格好の遊び場であった道路を危険なものにしてしまった。第二にテレビそのものが、子供にとって、何ものにもかえがたい魅力を持つものであったことである。前後に述べるような理由により子供たちが遊びにくくなっている以上、子供をテレビから切り離すことはなかなかできないのではないだろうか。

第三は、小学生においても、塾や自宅での勉強、けいこごとに要する時間が多くなり、また、そのため各々の子供の遊び時間が食い違うため、子供たちは遊び仲間を得にくくなっている。第2-14図のように、45年と50年を比較しても、土曜日の午後においては、子供たちが同一時間帯に遊ぶ割合がかなり低下しており、また、平日の3時～4時半ごろの時間帯でも同様の傾向がみられる。一方、課外活動、自宅での学習(塾での勉強も含む)を行っている者の割合は放課後夕食直前まで高い比率を保っている。これをみても子供は外に出ても、遊び仲間を得ることはなかなか困難になってきていることが想像される。このため子供たちは自由時間でも少人数の遊びで満足するか、テレビを見るか、本を読むといった形で過ごさざるを得ず、むしろ塾やけいこごとを習いに行った方が友人と接することができるというものもいわれている。しかし、だから

とって子供たちが遊びをあきらめている訳ではない。第2-14図にみるように、平日、土曜日とも朝8時～9時直前までの間に遊ぶ者の比率が高くなっており、これは仲間の集まりやすい始業前の校庭で遊ぶものが増えているためである。また日曜日に遊ぶものの比率も高くなっている。このように子供たちは限られた時間帯の中に集中的に遊ぶことによって、日ごろの埋め合わせをしているようだ。

第2-14図 子供の遊び時間の分布(小学生(5,6年生))



資料: NHK放送世論調査所「50年度国民生活時間調査」

(注) 同一時間帯に、スポーツをしたり、遊んだりしている子供の比率である。

第四に、60年代を通じた激しい人口移動と急速な都市化現象、雇用者化の進展等に伴って地域社会における人間関係が弱体化してしまったことがある。親たちの近隣関係が弱体化するに伴って子供たちの地域に根ざした仲間づくりも衰退し、保育所や幼稚園における仲間づくり、学校での友だちづくりが、これに代わるものとなってきた。

このように、年齢の異なる子供たちが一緒に遊ばなくなったことにより、家族内でのきょうだいの減少ともあいまって、子供社会におけるタテ型の関係のなかで、子供が社会的経験を積む機会が少なくなっている。

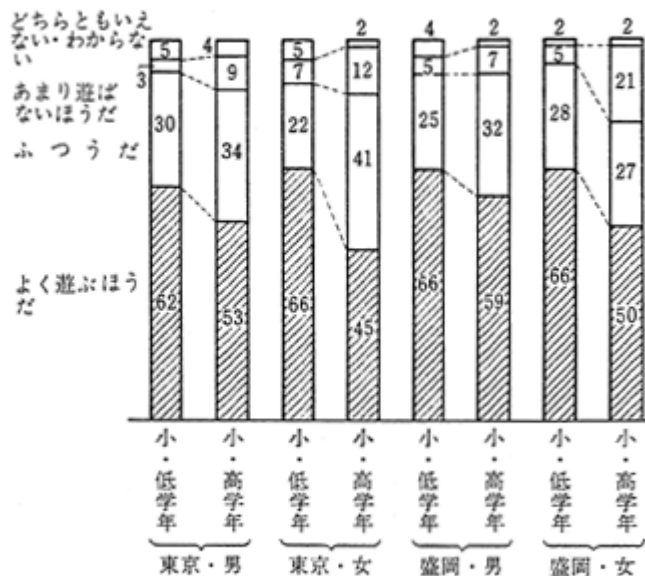
なお、問題と思われるのは、小学生の高学年になるほど、自分でもそれほど遊んでいないと思う子供が増加し、あまり遊ばない理由として、塾やけいこごとのため、というもの以上に、遊ぶ気がしないからというものがあることである(第2-15図、第2-21表)。

このように自由な時間をテレビや漫画で過ごす子供が増加した背景にはこのような子供の無気力化とも言える意識の変化があるのではないだろうか。

第2-15図 小学生の遊びについての意識

第2-15図 小学生の遊びについての意識

(単位：%)



資料：NHK放送世論調査所「子どもの生活とテレビ調査」(53年9月)

第2-21表 「あまり遊ばないほうだ」と答えた理由

第2-21表 「あまり遊ばないほうだ」と答えた理由

	東京	盛岡
遊ぶ気がしないから	39%	33%
整やけいごとのため	26	7
遊び友達がいないから	16	14
		(以下略)

資料：NHK放送世論調査所「子どもの生活とテレビ調査」(53年9月)

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

6 子供と遊び

(2) 子供の遊びの変化

第2-22表によって29年と50年とで,子供の遊びの変化をみると,1)最近では戸外の遊びが減少して,室内で過ごすことが多くなっており,その内容もテレビ,読書,漫画等本来「遊び」とは言えないことで時間を過ごしている。2)また,子供の社会の中で受け継がれてきた伝統的な遊びが減少しており,遊びのバラエティーが減少するとともに,種目がスポーツ的なものに傾いているようである。子供が望む遊び場についても,スポーツ的な遊びへの志向が如実にうかがえる(第2-16図)。

このようなスポーツ的な遊びが遊びの大宗を占めるに至った要因としてはスポーツ的な遊びそのもののおもしろさのほかに,子供の遊び仲間が同一年齢層に限られるようになった結果,体力的,技能的にほぼ同一水準の者がそろうことになり,スポーツ的な遊びがやりやすくなったという事情もある。

第2-22表 ふだんの遊び

第2-22表 ふだんの遊び(小学生)

(1) 29年

市 部			村 部		
順位	種 類	数	順位	種 類	数
1	なわとび	73	1	野球	915
2	鬼ごっこ	72	2	なわとび	876
3	野球(三角ベース)	71	3	鬼ごっこ	807
4	ドッチボール	41	4	まりつき	470
5	ソフトボール	27	5	ドッチボール	459
6	ボールあそび	26	6	ぶらんこ	387
7	ゴムとび	23	7	ソフトボール	381
8	まりつき	22	8	ゴムとび	373
9	キャッチボール	13	9	ボールあそび	371
10	かくれんぼ	12	10	陣とり	243
10	お手玉		11	球技	228
10	ブランコ		12	お手玉	222
13	鉄棒(器械体操)	11	13	石けり	203
13	石けり		14	キャッチボール	186
13	角力		15	かくれんぼ	147

(2) 50年

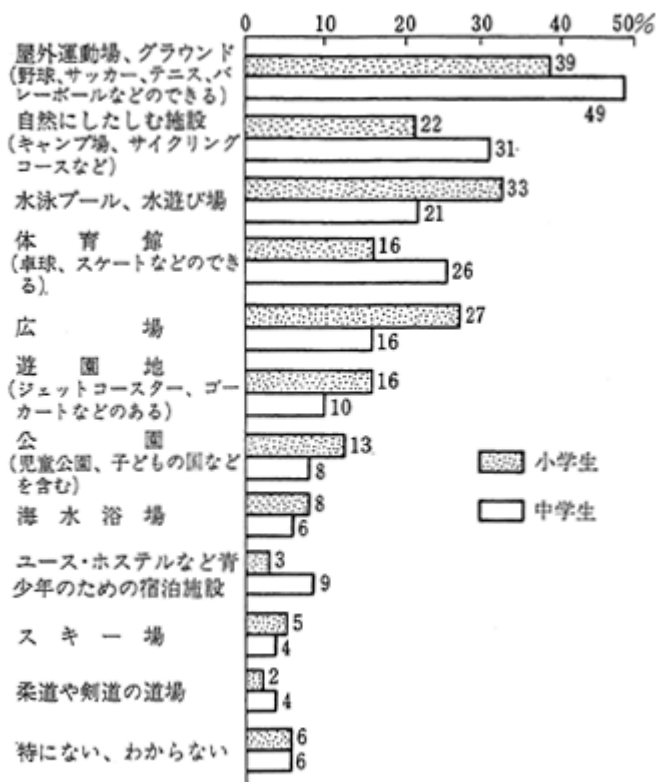
(単位: %)

順位	遊 び	全体	男	女	順位	遊 び	全体	男	女
1	テレビを見る	76	78	75	6	絵, マンガを描く	38	34	41
2	本, マンガを読む	67	61	73	7	バレーボール, ドッチボールをする	27	22	31
3	自転車に乗る	62	70	53	8	プラモデル工作をする	24	44	4
4	トランプ, ゲームをする	46	40	52	9	バトミントンをする	24	44	34
5	野球, キャッチボールをする	44	85	2	10	虫とり, 魚とりをする	23	38	7

資料: 中央青少年問題協議会「青少年の遊びの調査」(29年), 日本テレビ「小学生とテレビ-NNSR1975年10月調査」

第2-16図 つくってもらいたい遊び場や, スポーツ・娯楽施設

第2-16図 つくってもらいたい遊び場や、スポーツ・娯楽施設(複数回答2つ以内)



資料：内閣総理大臣官房広報室「子どもの意識に関する世論調査」(53年7月)

また最近ではスポーツクラブ等による本格的なスポーツも盛んであり、子供たちにとって心身を鍛える場を提供している点では、非常に好ましいことである。

ただし、試合中心のチームは、かつての遊び仲間のように、年齢、体力の異なる多様な子供たちからなる集団づくりとはなじまない点が多いこと、また、ややもすれば試合中心主義に陥る傾向がある点は注意する必要がある。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

6 子供と遊び

(3) 子供とテレビ

テレビを見る時間は,NHKの国民生活時間調査(50年)によれば(第2-18表),小学生では前述のように,平日2時間20分,日曜日3時間39分,中学生,高校生では平日2時間程度,日曜日4時間弱である。これらを40年及び45年と比べてみるとテレビを見る時間の長さは必ずしも増えておらず,テレビが子供の生活に一定の水準で定着していることが示されている(第2-23表)。

専用のテレビを持っているのは東京の小学生で22%,中学生で33%であるが,専用のテレビを持っている者の方が平均視聴時間がいくらか長い。また,母親の視聴時間が多いほどその子供の視聴時間が多くなる傾向がある(NHK「子供の生活とテレビ調査」52年)。

テレビ番組で人気があるのは,アニメーションで,特に小学生では80%前後の者がアニメーション番組が好きだとしており,小学生に最も好まれているテレビ番組10本のうち,男子で8本,女子で7本をアニメーション番組が占めている(NNS協議会「マンガとアニメーション番組」)。

第2-23表 テレビ視聴時間の推移

第2-23表 テレビ視聴時間の推移

区 分		年 次		昭和40年	45	50
		平 日	土 曜 日	時間 分	時間 分	時間 分
小学生	平 日			2 : 32	2 : 11	2 : 20
	土 曜 日			2 : 55	2 : 59	3 : 25
	日 曜 日			3 : 55	3 : 44	3 : 39
中学生	平 日			2 : 12	2 : 07	2 : 02
	土 曜 日			3 : 01	2 : 54	2 : 51
	日 曜 日			3 : 52	3 : 47	3 : 48
高校生	平 日			2 : 00	2 : 01	2 : 17
	土 曜 日			2 : 34	2 : 39	3 : 00
	日 曜 日			3 : 45	3 : 16	3 : 48

資料：NHK「国民生活時間調査」

テレビが子供に与える悪い影響については,小学生の母親は,中学生の母親より強く心配しているが,実際に良い影響を与える方が多いか,悪い影響を与える方が多いかについては,4分の3以上の母親がどちらとも言えないとしている。

テレビは大人の場合と同様,子供の楽しみのなかで,大きな位置を占めており,その教育的情報伝達的效果も相当なものがある。他方,番組のなかには,子供の健全育成の面から問題のあるものもまま見受けられるところである。

子供の生活時間においてテレビを見る時間の割合が無視できない水準となっている現状から,その影響に

ついて、例えば、テレビの見過ぎと眼の健康などの健康問題、凶悪場面の多いドラマなどの子供たちへの精神面への影響等、更に多角的な研究がなされ、適切な対処方針の確立が望まれる。また、夫婦、親子の対話が少くないと言われる日本の現実から、例えば、一家そろっての食事の時間には、テレビを消して家族による会話を楽しむとか、子供の見るテレビ番組については、親も関心を持って相談して決めるなどのテレビ対策も各家庭で考えられるべきであろう。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

6 子供と遊び

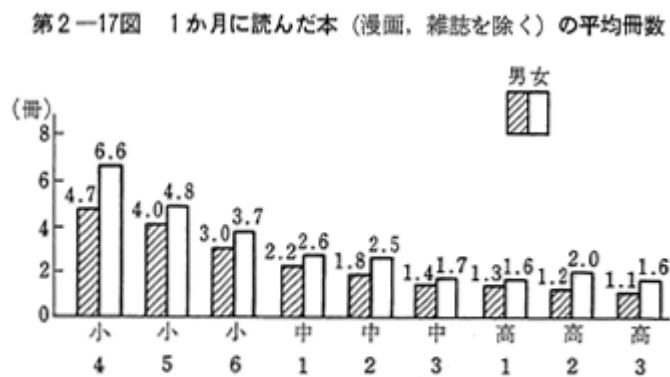
(4) 子供と読書

子供の1か月平均読書冊数(漫画,雑誌を除く)は,第2-17図のとおりで,学年が高くなるほど,読書量が少なくなる傾向がある。特に高校生男子で56.1%,中学生男子で42.9%が1冊も読んでいないのが注目される(第2-24表)。もっとも,42年と比較しても,平均の読書量では 第2-25表のとおりで,それほど大きな変化はない。また,書籍,雑誌を読む時間も,NHK「国民生活時間調査」でみると,40年,45年,50年とも1日20分前後で,横ばい状態である。

読まれている本の種類については,推理・探偵小説,伝記,いわゆる名作ものが多いが,テレビ化,映画化された作品の原作が相当読まれていることが注目される。もっとも,このような傾向は,決して子供たちの間のみにみられるわけではなく,大人の読書傾向と軌を一にしていることに注意する必要がある。

子供が1か月に読む雑誌の量は,平均して小学生6.5冊,中学生9.3冊である。種類別にみると最も多いのが,いわゆる漫画雑誌(特に週刊誌)で,各学年の男女ともよく読まれている雑誌10種のうち5~6種を占めている。

第2-17図 1か月に読んだ本(漫画,雑誌を除く)の平均冊数



資料：毎日新聞社「読書世論調査」(53年)

第2-24表 1か月に読んだ本の冊数

第2-24表 1か月に読んだ本の冊数

(単位：%)

		0冊	1～3冊	4～6冊	7～9冊	10冊以上
小学生	男	20.1	39.1	24.7	6.4	9.1
	女	8.0	39.1	30.1	10.3	12.0
中学生	男	42.9	42.0	9.8	2.1	2.6
	女	26.8	52.5	15.0	3.1	2.3
高校生	男	56.1	33.6	7.3	1.2	1.4
	女	35.6	49.9	10.5	2.0	1.4

資料：毎日新聞社「読書世論調査」(53年)

第2-25表 1か月の平均読書量の年次比較

第2-25表 1か月の平均読書量の年次比較

(単位：冊)

年次	区分	小学生	中学生	高校生
42年		3.5	2.5	2.0
52		4.7	2.5	1.5
53		4.5	2.0	1.4

資料：毎日新聞社「読書世論調査」

ちなみに、いわゆる少年週刊誌発行以前の31年の調査では、月間の雑誌読書数は、中学生男子2.1冊、女子1.7冊で、週刊誌の影響の大きさが知られる。漫画週刊誌は、小学生、中学生の男女とも約3分の2が読んでおり、その約半数は3種類以上読んでいるが、むしろ「マンガブーム」と言われながらも、小学生、中学生とも、漫画週刊誌を1種類も読まない者が約3分の1いることが注目しに値しよう(第2-26表)。漫画雑誌のほかにはいわゆる学習雑誌、芸能雑誌が広く読まれている。

第2-26表 1か月に読む少年少女向け漫画週刊誌の種類数

第2-26表 1か月に読む少年少女向け漫画週刊誌の種類数

(単位：%)

		1種類も読まない	1～2種類	3種類以上	無回答
小学生	全体	36.2	32.7	27.9	3.2
	男	24.8	33.5	38.4	3.3
	女	48.2	31.8	16.9	3.1
中学生	全体	33.4	35.5	30.0	1.1
	男	20.0	34.9	44.3	0.8
	女	47.9	36.2	14.6	1.3
高校生	全体	35.6	35.5	27.5	1.4
	男	23.7	34.1	40.8	1.4
	女	50.6	37.3	10.7	1.4

資料：毎日新聞社「読書世論調査」(53年)

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

7 子供と勉強

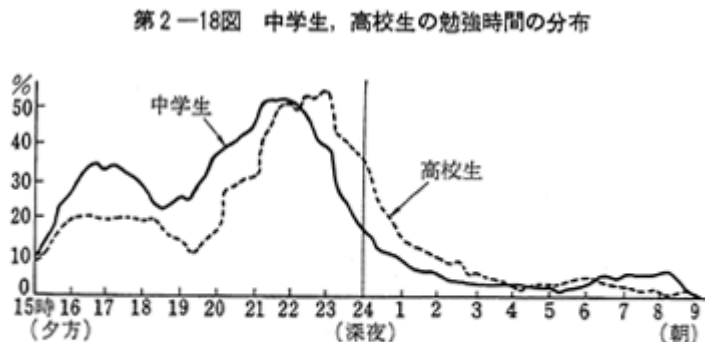
(1) 子供の勉強時間

NHKの「国民生活時間調査」をみると,課外活動・自宅の学習の時間は,中学生では平日で3時間33分,日曜日3時間24分,高校生で平日3時間9分,日曜日3時間49分となっている(第2-18表)。また,10年前に比べると,中学生では平日で1時間43分(日曜日,1時間30分)高校生は平日,1時間42分(日曜日42分)の増加となっている。

ただし,この調査では,課外活動と自宅の学習の内訳が示されておらず,曜日や時間帯によっては,必ずしもこの結果が勉強の時間のみを表現しているものではないことに留意する必要がある。また,睡眠時間は,10年前と比べて中学生で50分の減(平日),高校生で41分の減(平日)となっており,勉強時間の増加が睡眠時間の短縮にある程度影響しているようである。

課外活動・自宅の学習の時間の分布をみても,中学生で平日に課外活動も塾や自宅等での勉強も行わなかったものは,全体のわずか2.3%であり,逆に4時間以上行っているものが34.9%もいる。また,6時間以上のもも,平日で9.0%,日曜日では16.6%となっている。同様に,高校生では課外活動・自宅の学習の時間が平日で4時間以上のものが32.1%,6時間以上のもが平日12.8%,日曜日23.0%となっている。ただし,課外活動・自宅の学習をしなかったものが平日で12.5%,日曜日21.8%と中学生よりも高い比率になっているのが注目される。上記のような,長時間勉強は,深夜の勉強の原因となり,第2-18図のとおり,高校生のみならず中学生においても深夜のどの時間帯をみてもだれかが起きて勉強しているという状態となっている。そしてそのためには,下校後一時睡眠をとって深夜に起きるといった生活を送っているものもある。

第2-18図 中学生,高校生の勉強時間の分布



資料: NHK放送世論調査所「50年度国民生活時間調査」

(注) 1. 課外活動, 自宅学習の時間である。

2. 同一時間帯に課外活動や自宅学習を行っているものの比率である。

このように,中学生,高校生の生活に占める学業時間の比重は大きく,この結果,その生活の内容はかなり片寄ったものとなっている。睡眠時間が圧迫されていることは前に述べたとおりである。また自由時間についてみると,活発なスポーツや遊びも平日ではほとんど行っていないし,本を読む時間もわずかである。

厚生白書(昭和54年版)

ただ乏しい自由時間の大半はテレビを見ることに費やされている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

7 子供と勉強

(2) 子供の進学問題

学校教育は個人の潜在的能力を開発し,また,その社会化を達成することにその役割があるが,社会全体からみると,新しい社会構成員を養成し,社会の需要に応じて配分する機能を有している。特に我が国では,明治以来「立身出世機会の教育による均等化」が,かなりの現実性を保ち続けたため,国民の間に,上級の学校を出れば,上層の労働市場に参入することができ,より良い経済的社会的地位を得ることができるという期待が普遍的なものとなって定着している。戦後の高度経済成長の過程で,高校,大学等への進学率は急激な上昇をみた。この結果,54年においては高校への進学率は94.0%,短大,大学等の高等教育への進学率は37.9%であり,このうち男子は42.6%,女子は33.1%となっている(第2-27表)。このような進学率の上昇の結果,国民の学歴構成は,若い世代になるほど,後期中等教育以上の教育を受けた者の割合が高くなっており,子供に対してより高い程度の教育を受けさせたいという意識も強くなっている。

第2-27表 進学率の推移

第2-27表 進学率の推移

(単位:%)

年次	高等学校等への進学率			高等教育への進学率		
	計	男	女	計	男	女
30年	51.5	55.5	47.4	10.1	15.0	5.0
40	70.7	71.7	69.6	17.1	22.7	11.4
45	82.1	81.6	82.7	24.0	30.0	17.8
50	91.9	91.0	93.0	38.4	44.1	32.4
51	92.6	91.7	93.5	39.2	44.4	33.7
52	93.1	92.2	94.0	38.3	43.0	33.3
53	93.5	92.7	94.4	39.0	44.2	33.5
54	94.0	93.0	95.0	37.9	42.6	33.1

資料:文部省「学校基本調査」

ちなみに,現在学校に通っている子供を持っている人々の学歴構成をみると,小学校高学年の子供を持つ世代では,高校以上の学歴を持つものは50%強であり,このうち,高等教育学歴のものが父親で2割弱程度,母親で1割弱程度となっている。

しかし,このように高学歴化を支えた高学歴のメリットも最近では縮小してきていると言われる。例えば,大卒の増加に伴って学歴間賃金格差が縮小してきたこと,経済の安定成長下で,企業活動の拡大テンポも鈍化し,企業内での管理職の数もさほど増えなくなってきたため,大卒者であっても必ずしも将来管理職になれるとは限らなくなったこと,等である。しかし,大卒者が増加したことにより,「少なくとも大学までは」とか「できるだけ,いい大学へ」といった形での進学熱が根強い。

「学歴」の効用については,親の8割のものが肯定的であり(第2-28表),「子供が将来競争社会を生きていく

ためには多少無理しても一流校に進学させるのが親の愛情だ」という考えに対しても、4割近いものが肯定的であり、積極的に否定したものは一割程度しかない。

第2-28表 子供の進学について

第2-28表 子供の進学について
 (「子供が将来、競争社会を生きていくためには、多少の無理をしても一流校に進学させるのが親の愛情だ」について)

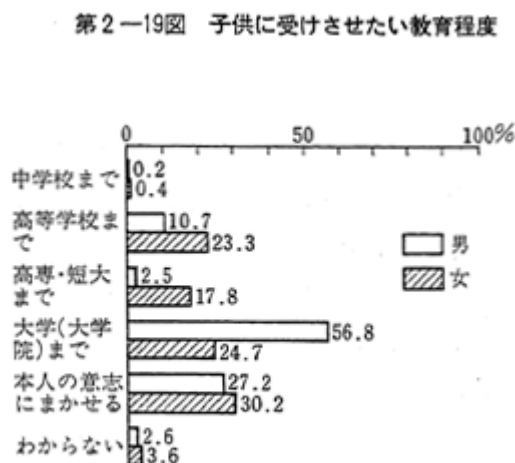
(単位: %)

当然のことだ	4.9
今の世の中では仕方がないだろう	33.6
あまり感心できない	47.8
反対だ	11.5
その他	0.5
わからない。回答なし	1.7
計	100.0

資料: 共同通信社、日本世論調査会「親と家庭の在り方に関する世論調査」(52年12月)

その結果、例えば、内閣総理大臣官房広報室が20歳以上の国民を対象として行った世論調査によれば、子供に受けさせたい教育程度について、男の子供については約60%が高専、短大以上の高等教育を受けさせたいと考えており、また、女の子供についても43%となっており、親は現状の教育については疑問を感じつつ、子供に対して、なるべく高度の学歴を付けさせたいと願っている(第2-19図)。

第2-19図 子供に受けさせたい教育程度



資料: 内閣総理大臣官房広報室「教育に関する世論調査」(51年8月)

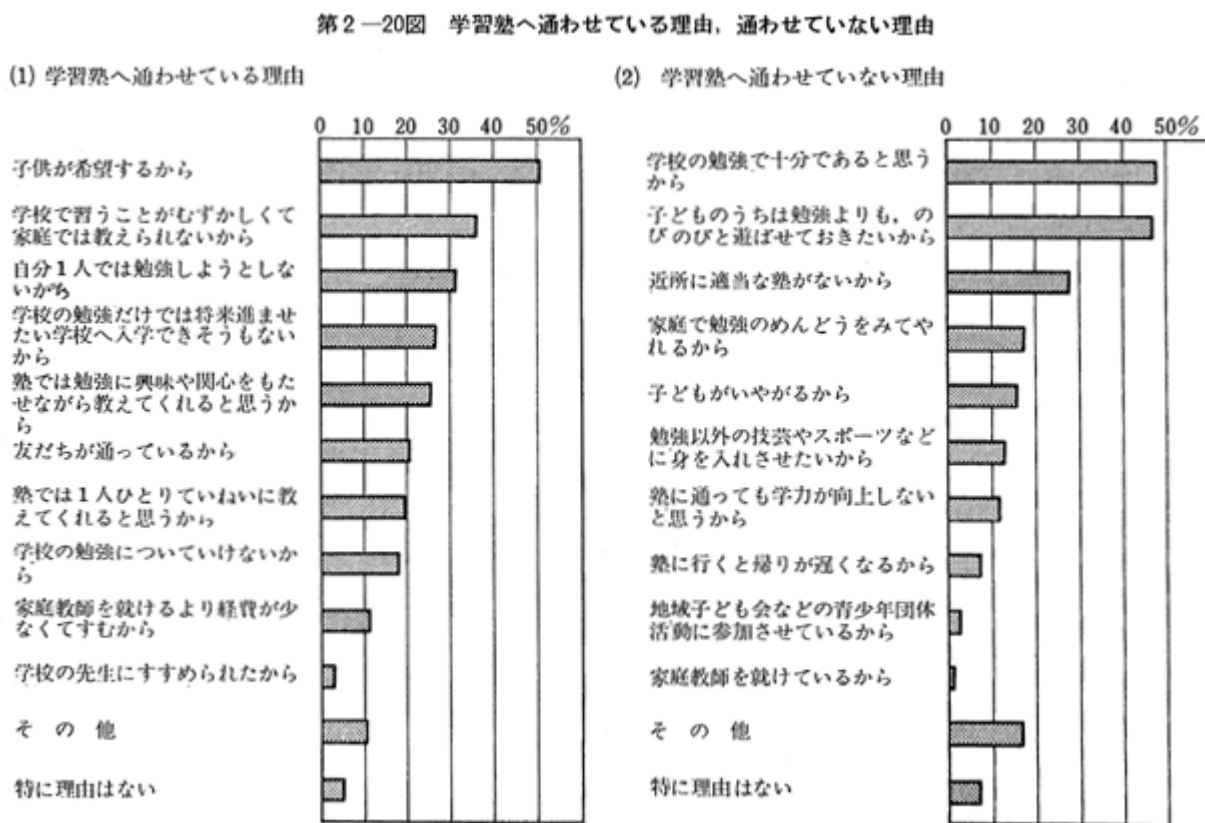
近年のように、多くの子供たちがより高い水準の教育を享受できるようになったこと自体は好ましいことであるが、それに伴う問題も生じている。例えば、近年において進学率が高まった結果、多くの子供たちが進学競争に巻き込まれており、学校の勉強についていけない生徒の問題も生じている。

このような、学業不振生徒の問題が一般的に取り上げられはじめたことは、生徒個々人の可能性の発展を保障するという意味からは、有意義ではあるが、他方、生徒個々人の可能性について、多面的な見方が行われず、学業成績という基準によってのみ、判断されがちな社会的風潮については反省される必要がある。子供たちの多様な可能性を無視したこのような一元的な見方は、子供たちにいたずらな劣等感を植えつけることにもなり、極端な場合には、社会的問題児童をつくり出すことにもなりかねない。また、文部省の調査によれば、塾に通っているものは小学生では全体の12%、中学生の38%となっており、小学生では高学年になるほど

この比率が高まっているが、中学生では各学年ともほぼ38%前後となっている。また男女別にみると男子の方が女子よりも塾に通う比率が高い。塾で学習する科目は、小学生で平均2.3教科、中学生では平均2.0教科となっており、小学生では算数、国語が中心であり、中学生では英語、数学が中心となっている。また、週当たりの平均通塾日数は、小・中学生とも2.4日となっており平日に通うものが多い。

塾へ通わせる理由としては、51年の文部省の調査によれば「子供が希望するから」(51.1%)、「学校で習うことが難しく家庭では教えられないから」(36.9%)、「自分1人では勉強しようとしなから」(32.3%)、「学校の勉強だけでは将来進ませたい学校に入学できそうもないから」(27.4%)、「塾では勉強に興味や関心をもたせながら教えてくれると思うから」(25.4%)、「友だちが通っているから」(20.4%)等が比較的高い割合を占めている(第2-20図)。また、子供の年齢別にみると「子供が希望するから」という理由は、いずれの年齢層でも最も多いが、「学校で習うことが難しく家庭では教えられないから」や「学校の勉強だけでは将来進ませたい学校に入学できそうもないから」という理由は、子供の学年段階が高まるにつれて多くなっていく。

第2-20図 学習塾へ通わせている理由、通わせていない理由



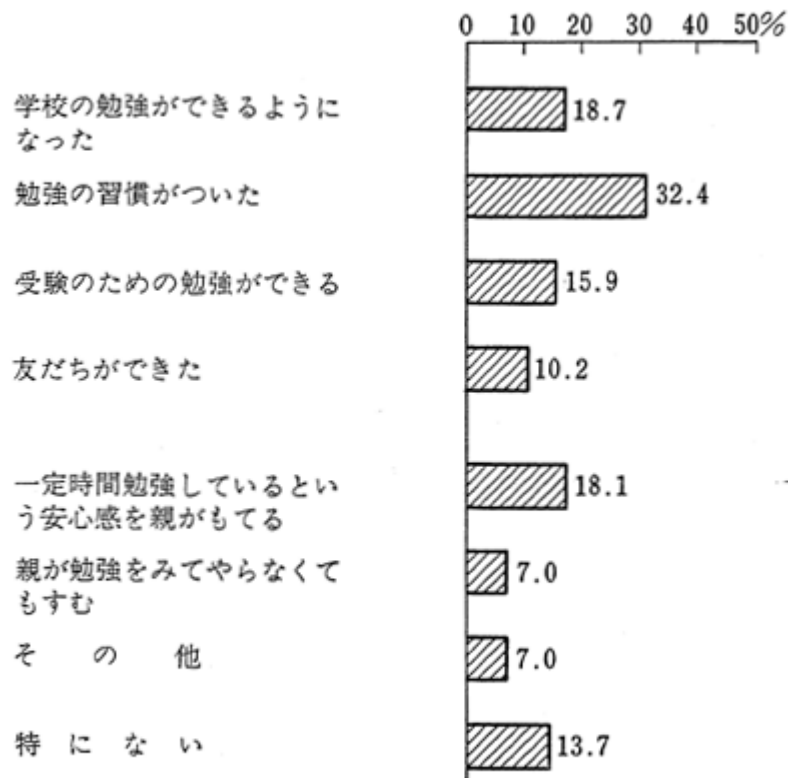
資料：文部省「51年度児童生徒の学校外学習活動に関する実態調査報告」

また、子供を塾に通わせていない親は、その理由として「学校の勉強で十分である」(48.6%)、「のびのびと遊ばせておきたい」(48.3%)、「近所に適当な塾がない」(28.2%)等をあげている。

子供を塾に通わせることについての得失についてみると、多くの親が勉強面での効果を認めているが、「一定時間勉強しているという安心感もてる」や「親が勉強を見てやらなくてもすむ」といった親の安心感や気安めもみられる(第2-21図)。また、子供に時間的余裕がなくなったことについては、約半数の親が認めており、この点については、子供の遊び時間のところで詳しく述べたように子供の自由時間を絶対的に減少させ、また共通の遊び時間をなくすることによって子供から「遊び」を奪うことになっており、子供の成長にとって大きな問題となっている。

第2-21図 塾のプラス面

第2-21図 塾のプラス面



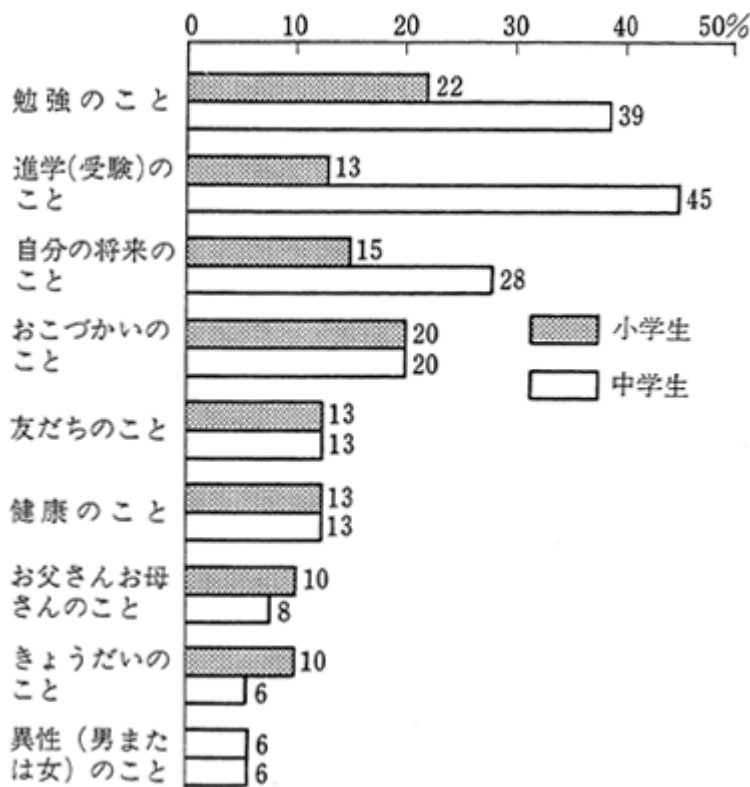
資料：三和銀行「現代教育熱測定レポート」(52年3月)

(注) 幼稚園から高校までの子供をもつ家庭の主婦を対象としている。

以上、子供と勉強について述べたが、特に小学校高学年から中学生、高校生の生活においては、勉強がかなりの比重を占めているようである。そして進学競争のなかで、勉強するために睡眠時間が短くなったり、また遊んだり、本を読んだり、家事を手伝ったりすることが少なくなるなどの傾向を生じている。また、その悩みについてみると、第2-22図のように勉強や進学のことを中心となっている。

第2-22図 子供の悩みや心配ごと

第2-22図 子供の悩みや心配ごと



資料：内閣総理大臣官房広報室「子どもの意識に関する世論調査」(53年7月)

(注) 全国の小学生(5, 6年生), 中学生を対象としている。

教育は、子供の潜在的な能力を開発し社会化を達成させるべきものであるが、現状のような進学競争のなかでは、子供たちの生活に対する負担は余りにも大きなものがある。

このような不自然な生活の反動は大学生の生活に明瞭に表われている。大学生の生活時間をみると、大学生の学業の時間は平日で平均5時間7分、このうち課外活動や自宅での学習は2時間1分であり、このほかの読書の時間を合わせても高校生や中学生の学業時間をはるかに下回っている。

また、平日において課外活動や自宅での学習を全く行わないものが全体の28.6%もあり、本を読まなかったものが52.7%もいる。このような者たちは進学競争のなかで知的な好奇心を磨耗してしまったのであろうか。

昨今、このような進学競争については、親、教師等からの反省が行われており、若い世代のなかには学歴にこだわらない新しい考え方をもつものも出てきているようである。

大人たちもこのような新しい動きが意味するところを真剣に受けとめて学業成績中心の価値観を転換させる必要にせまられているのである。また子供たちが多様な可能性を伸ばすことのできるよう、条件を整備することが必要であるが、そのなかでも、特にまとまった自由時間の確保が重要である。

現在のように勉強によって分断された自由時間では、たとえその量が確保されても、遊び仲間を形成して遊ぶことは困難であり、またスポーツをしたり、社会活動に参加したりする機会も自から制限される。その意味でも子供たちの生活を豊かなものにしていくためには、例えば、下校後の「白紙の時間」の確保といったものが、重要な条件の一つと考えられるのである。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

8 子供と自然環境,公害

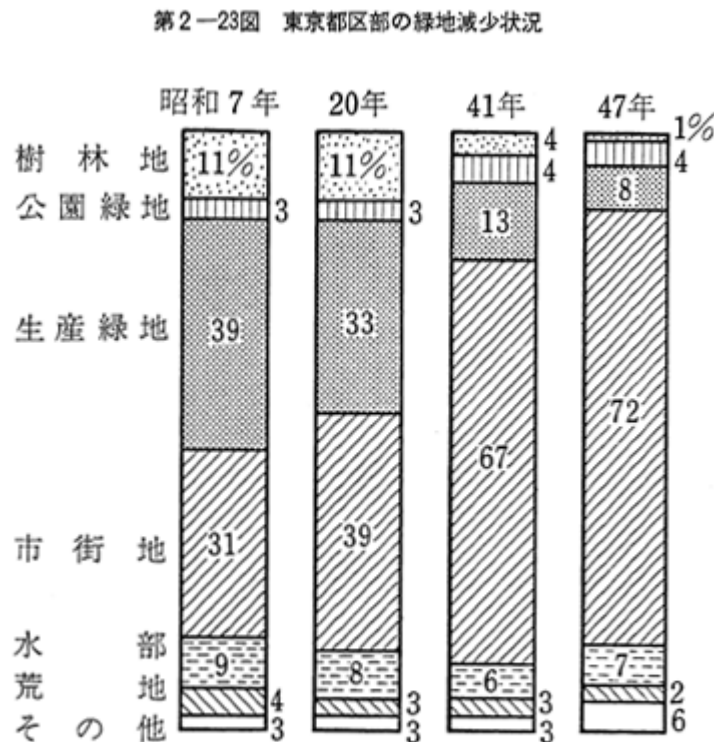
(1) 子供と自然環境

良質の自然環境は人々の生活にとって,美しさ,うるおい,ゆとり,静けさ等の質的な快適さを保つうえで重要な要素をなすが,特に子供にとって自然との接触は,心身の健全な発達や自発性,創造性を養ううえで極めて重要である。

しかしながら,戦後の急速な都市化のもとで,市街地のスプロールの拡大や都市周辺での工場立地が進行した結果,都市及び都市周辺での自然環境の変ぼうは著しい。

例えば,東京においては,市街地が急増した結果,昭和7年には区部面積の53%を占めていた緑地が,47年には13%にまで減少してきている(第2-23図)。

第2-23図 東京都区部の緑地減少状況



建設省調べ

また,都市公園の整備状況を見ると,52年度の全国平均でも1人当たり3.6m²と,欧米諸国の水準にははるかに及ばないものとなっており,特に,東京,川崎,横浜,京都,大阪等では全国水準をも下回った状況にある(第2-29表)。

このほか,かつては子供の遊び場であった都市内の中小河川も流域人口の増加等による水質悪化や暗渠化等により,もはや川遊びができなくなっているところが多く,海岸も埋め立てや汚染によって同様の状況にある。

子供自体についてみても,人口の都市集中により都市の中で生まれ育ち自然と触れ合う機会もあまりもたない者が増加している。

このような状況の中で,国民の間に近年快適な環境に対する関心が高まっており,特に「野外活動」への関心も広まりつつある。

子供たちの間でも,例えば自然との触れ合いを題材とした漫画が人気を呼ぶなど自然への新しい形での要求も増加している。また,子供が住宅外で過ごす自由時間も10歳以上では今後増加すると予測されており(第2-30表),週休二日制,夏季等の長期休暇の普及による親の自由時間の増加とあいまって,子供が親しめる自然へのニーズはますます増大するものと思われる。

子供が豊かな自然を享受することができるようにするためには,都市そのものの中における緑の創出や保全を図るとともに,子供が積極的に自然に親しんでいくことができるよう自然の保全を図りつつ,その利用施設の整備を推進する必要がある。

前者については,都市公園の整備,都市緑地の保全等が行われ,後者については,国立公園,国定公園,都道府県立自然公園の利用施設,長距離自然歩道,少年自然の家,野外活動施設(グリーンスポーツ施設)等が整備されているほか,地域交流教育の実施,野鳥観察の指導等がなされているが,今後このような施策を一層拡充することが期待される。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

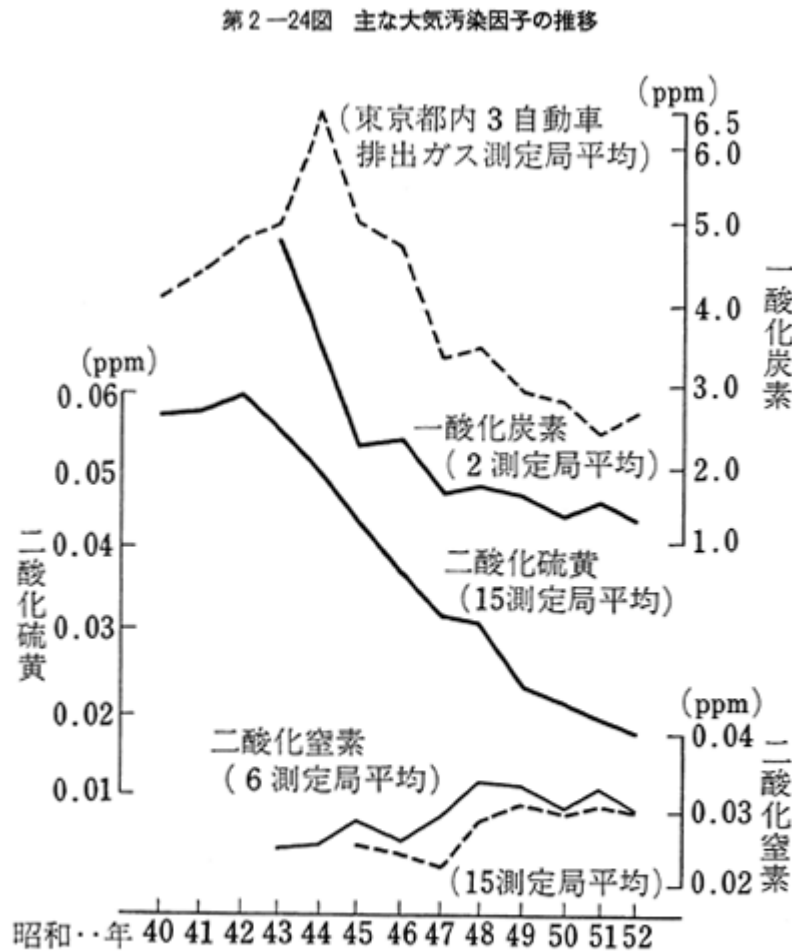
第1節 家庭,社会環境の変化と子供

8 子供と自然環境,公害

(2) 子供と公害

産業活動の進展に伴い,環境汚染因子の発生も増大し,1960年代にはかなり深刻な事態もみられたが,特に42年の「公害対策基本法」の制定以来積極的な公害防止対策が講じられた結果,現在では,大気汚染や水質汚濁については第2-24図,第2-25図のとおり改善の傾向にあるが,一部の汚染因子についてはその改善状況が必ずしも満足でないものもある。

第2-24図 主な大気汚染因子の推移

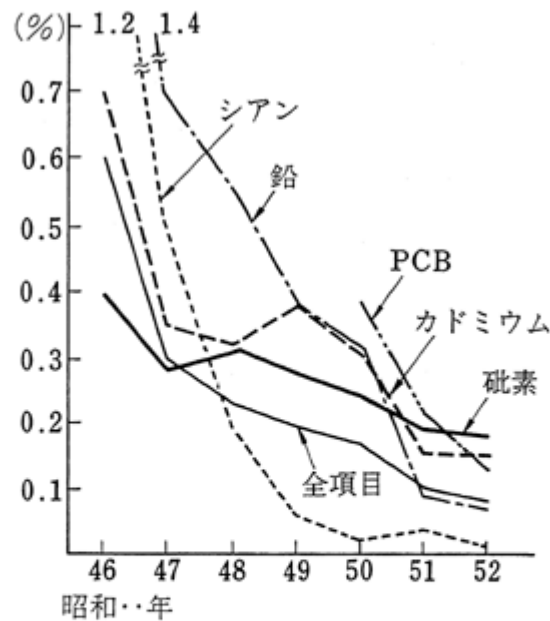


環境庁調べ

- (注) 1. 一酸化炭素の自動車排出ガス測定局は暦年である。
2. 二酸化窒素は, ザルツマン係数=0.72の値である。

第2-25図 有害物質による水質汚濁の改善状況

第2—25図 有害物質による水質汚濁の改善状況(環境基準不適合率の推移)



環境庁調べ

- (注) 1. アルキル水銀については46年度から,有機リンについては47年度から, 6価クロムについては50年度から0となっている。
2. 総水銀については, 49年9月から各地点における年間平均値で評価されることとなったが, それ以降は基準を超える地点はない。
3. 全項目は, 総水銀を除く8物質について求めたものである。

他方,近年,自動車,航空機等の騒音・振動,生活排水による河川・湖沼の汚染,一般廃棄物等の日常生活そのものに起因する公害も大きな問題となりつつある。

身体的・精神的に成長期にある子供は,大人に比べ公害の影響を受けやすく,子供をこうした公害から守るため,大気汚染地域の小中学校の児童生徒を対象とした特別健康診断,学校の建物の公害防止事業等が実施されているが,今後ともこれら施策を充実し,子供が心身ともに健やかに成長することのできる条件を確保していく必要がある。

総論

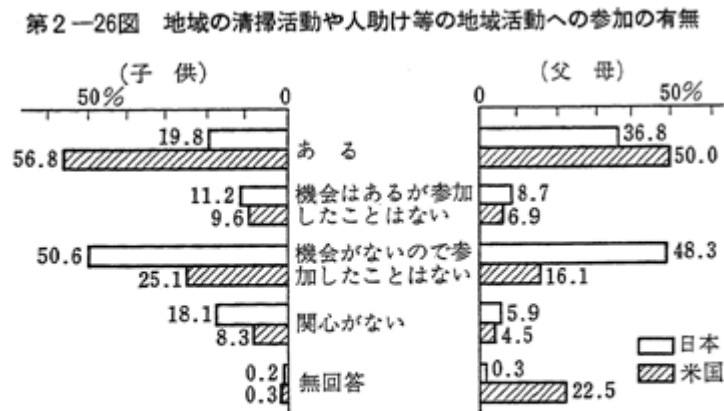
第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第1節 家庭,社会環境の変化と子供

9 子供と社会参加

総理府青少年対策本部「家庭と青少年調査」によれば,我が国の青少年で地域の清掃や福祉等の活動に参加した経験のあるものの比率は19.8%であり,米国の56.8%に比べるとかなり少ない(第2-26図)。

第2-26図 地域の清掃活動や人助け等の地域活動への参加の有無



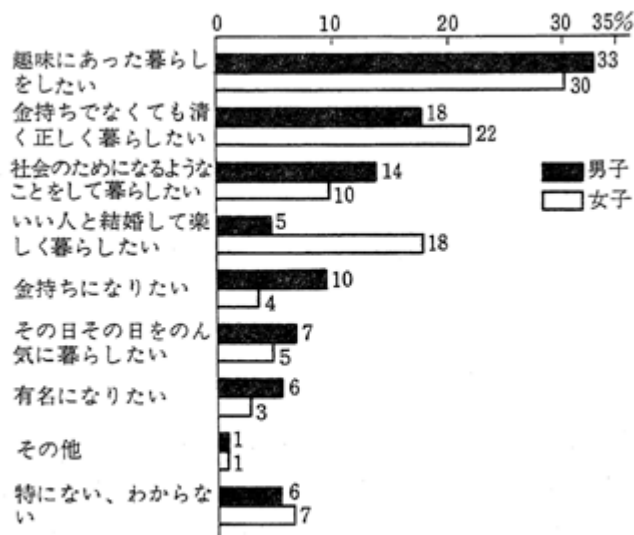
資料：総理府青少年対策本部「家庭と青少年調査」(51年度)

(注) 日米両国の中学・高校生及びその両親を対象としている。

子供たちの将来の暮らし方に対する希望をみても,第2-27図のように,「社会のためになるようなことをして暮らしたい」と答えたものは男子では14%,女子では10%であり,社会参加に対する関心はやや低いとみられる。

第2-27図 将来の暮らし方

第2-27図 将来の暮らし方



資料：内閣総理大臣官房広報室「子どもの意識に関する世論調査」(53年7月)
 (注) 全国の小学生(5, 6年)及び中学生を対象としている。

第2-29表 日本と欧米主要国等における公園現況

第2-29表 日本と欧米主要国等における公園現況

国名	都市名	市域面積 (A)	人口 (B)	公園面積 (C)	対面積率 $\frac{(C)}{(A)}$	1人当たり面積 $\frac{(C)}{(B)}$	調査年度
日本	札幌市	56,990 ha	1,280 千人	579.13 ha	1.0 %	4.5 m^2 /人	昭和52
	東京23区内	59,551	8,470	1,413.32	2.4	1.7	52
	川崎市	14,124	1,030	302.58	2.1	2.9	52
	横浜市	42,220	2,701	455.20	1.1	1.7	52
	名古屋市	32,635	2,076	790.33	2.4	3.8	52
	京都市	48,050	1,460	347.59	0.7	2.4	52
	大阪市	21,492	2,716	618.24	2.9	2.3	52
	神戸市	54,100	1,363	616.23	1.1	4.5	52
	北九州市	47,720	1,062	535.00	1.1	5.0	52
	全国	9,059,922	99,805	36,251.32	0.4	3.6	52
オーストラリア	キャンベラ	24,320	165	1,165	4.8	70.5	48
フランス	パリ	10,500	2,608	2,183	20.8	8.4	48
イタリア	ローマ	150,760	2,800	3,186	2.1	11.4	48
西ドイツ	ボン	14,127	279	752	5.3	26.9	48
スウェーデン	ストックホルム	18,600	600	5,300	28.5	80.3	51
イギリス	ロンドン	157,950	7,174	21,828	13.8	30.4	51
アメリカ	ワシントン	17,346	757	3,458	19.9	45.7	51
	ニューヨーク	—	7,780	15,000	—	19.2	42

建設省調べ

第2-30表 1人当たり住宅外の自由時間の变化

第2-30表 1人当たり住宅外の自由時間の変化(予測)

(単位:時間)

年度 区分	昭和40年度	50	60	65	
4 ~ 9 歳	1,330	1,200	1,190	1,145	
10 ~ 15 歳	680	648	900	1,010	
16 ~ 19歳	男	649	767	1,030	1,160
	女	482	591	885	1,000

資料:第3次全国総合開発計画資料

このような状況の背景としては、一つには我が国では青少年の地域に対する関心がやや低いことがあげられるのではないだろうか。例えば、総理府青少年対策本部「世界青少年意識調査(第2回)」でみると、我が国では「地域に愛着がある」者は全体の67%であり、各国と比べて低い水準にあり、無関心なものが16%と各国に比べ際立つた高率になっている。また、二つには我が国の子供に対するしつけが、社会的な規範や規律の遵守や社会への積極的な貢献等の面でやや弱いと思うことがあげられる。前掲「家庭と青少年調査」においても、「老人や体の不自由な人へのいたわり」や「道路や公園をよごさないこと」等に対するしつけは米国に比べて格段に低い水準となっている(第2-7図)。

しかし、第2-26図によって、社会活動への参加の有無をみると「機会がないため」参加したことがないとするものが半数を占めており、今後子供たちに対する啓発や参加機会の提供を通じて、子供たちの社会活動への参加意識も高まるものと見込まれる。

これに対しては、従来から各種の青少年を中心とした団体活動がボランティア活動をその団体活動の一つとして行っているほか、52年からは都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会が中心となって、小中学校及び高等学校の学童・生徒を対象としたボランティア活動普及事業を実施しており、学童・児童の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、学童・生徒を通じて家庭及び地域社会の啓発を図っている。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第2節 子供をめぐる非行等の問題行動

以上みてきたように,子供を取り巻く家庭,社会環境は近年大きく変化してきた。すなわち,家庭においては,核家族化と子供数の減少,これは親の関心を子供一人一人に集中させ,子供を大切にし過保護に育てる,子供に対して親の影響(長所・短所)が単純で直接的な働き方をする。兄弟間の関係から得られていた社会的勉強・経験の不足化,親の留守の機会が多くなり,子供が孤独に陥る機会の増加などの傾向を生んだ。また,時間と金にゆとりを生じ,それを子供へ過剰に打ち込む傾向,親の子供に対する甘やかし,過剰な期待と干渉,母親主導型父親従属型教育,子供のペット化,親子の情緒的結合の不足化などの傾向が言われている。

また,学歴社会の風潮のもとで親の価値観の単一化,教育への異常な関心,受験競争へのかり立てなどの問題が指摘されている。

一方,社会環境は,経済の高度成長に伴って国民の生活が豊かになるとともに多様化し,物質はん濫し,情報過多,緊張と過当競争,社会連帯感の希薄化,孤独と疎外感の増加,規範意識の低下などが言われている。

こういう家庭,社会環境を反映して,社会病理現象とも言える子供をめぐるいろいろの社会問題が生じてきている。すなわち,非行,家出,自殺,登校拒否や家庭内暴力などのいわゆる情緒障害などである。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第2節 子供をめぐる非行等の問題行動

1 子供の非行

(1) 子供の非行の実態

まず,子供の非行の実態を,警察白書を中心にみてみたい。

53年に警察に補導された非行少年は,第2-31表のとおりであり,48年以降増加を続けている刑法犯少年の数は,136,801人で前年より17,602人増となった。

第2-31表 非行少年の補導状況

第2-31表 非行少年の補導状況		
犯 罪 少 年	刑 法 犯	136,801人
	特 別 法 犯	31,409
触 法 少 年		40,918
ぐ 犯 少 年		5,406

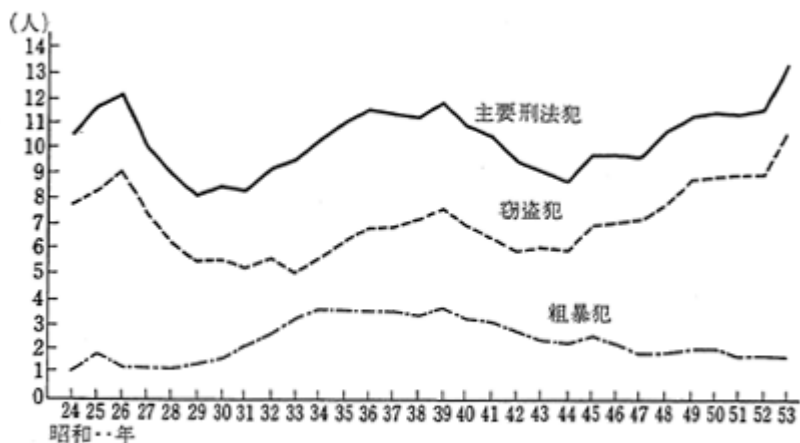
警察庁調べ(53年)

- (注) 非行少年とは, 犯罪少年, 触法少年及びぐ犯少年をいう。
- 犯罪少年とは, 罪を犯した14歳以上20歳未満の者。
- 触法少年とは, 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。
- ぐ犯少年とは, 性格・行状等から判断して将来罪を犯し, 又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者。

戦後における刑法犯少年の推移を,人口比(同年齢層の人口1,000人当たりの補導人員)で見ると(第2-28図),26年を中心とする第一の波,39年をピークとする第二の波,そして40年代半ばから始まる第三の波と三つの波があるとされ,53年は,人口比13.6人となり,26年の12.1人,39年の12.0人を大きく上回って戦後最高を記録し,第3の波のまさにピークに差し掛かっているとされている。

第2-28図 主要刑法犯少年等の人口比の年次推移

第2-28図 主要刑法犯少年等の人口比の年次推移



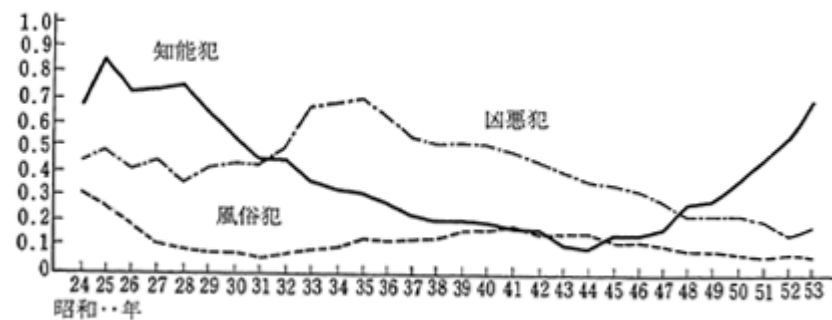
警察庁調べ

(注) 人口比とは、同年齢層の人口1,000人当たりの補導人員

次に、刑法犯少年の罪種別構成の年次推移を、人口比で見ると第2-28図、第2-29図で分かるように、凶悪犯、粗暴犯は減少傾向にあるが、窃盗犯と知能犯は年々増加を続けており、特に窃盗犯については、53年の刑法犯少年のなかで占める割合が76.8%と著しく高く、なかでも、窃盗のうち万引き、自転車盗、オートバイ盗など犯行の手段が容易でしかも動機が単純ないわゆる遊び型非行が多いのが目立つとされている。更に、窃盗犯少年のなかで、男子は万引きが25.2%を占めて最も多く、次いでオートバイ盗20.2%、自転車盗18.1%など各手口にわたっているが、女子は90.4%が万引きで他の手口は著しく少なくなっているのが特色とされている。

第2-29図 凶悪刑法犯少年等の人口比の年次推移

第2-29図 凶悪刑法犯少年等の人口比の年次推移

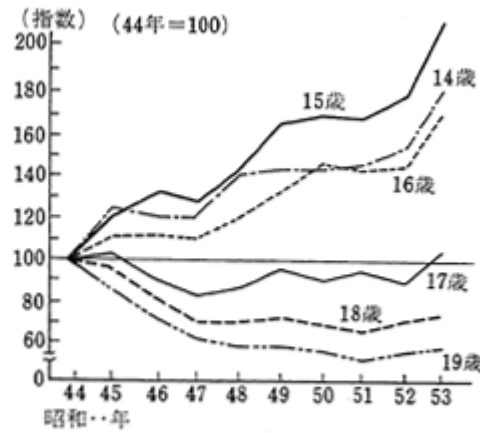


警察庁調べ

また、過去10年間に於ける刑法犯少年の年齢別補導人員の推移については、第2-30図のとおり、14歳、15歳及び16歳は著しい増加傾向にあるのに対し、17歳、18歳及び19歳はおおむね減少傾向にある。特に、14歳及び15歳の年少少年と18歳及び19歳の年長少年の格差は年々広まる傾向にあり、低年齢化が一層顕著になっているとされている。

第2-30図 刑法犯少年の年齢別補導人員の推移

第2-30図 刑法犯少年の年齢別補導人員の推移



警察庁調べ

第2-31図は、刑法犯少年の男女別補導人員の過去10年間の推移をみたものであり、男子の補導人員はおおむね横ばいであるのに対し、女子は44年以降増加傾向にあり、53年の女子補導人員は44年の2.7倍に達し、総数中に占める女子の割合も53年は19.8%と44年の2倍以上になっている。

このほか、少年の非行の特徴としては、1)女子性非行の増加と低年齢化、興味本位の性非行、2)暴走族少年(暴走族の約70%)の非行の悪質化、3)シンナー等乱用少年の増加(53年は対前年比20%増)、4)中学生による校内暴力事件の多発などがあげられ、非行は質量ともに問題が多く憂慮すべき状況にある。

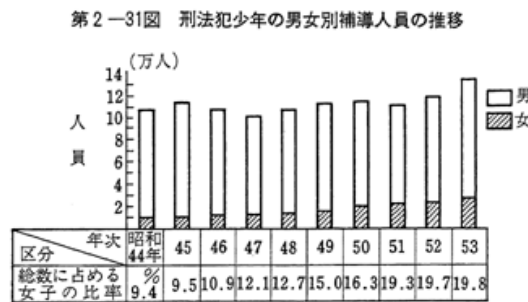
総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境
 第2節 子供をめぐる非行等の問題行動
 1 子供の非行
 (2) 子供の非行の背景

一般に,子供の非行の原因,背景には,子供自身の素質と子供を取り巻いて様々に影響を与える社会的要因を考えることができる。警察白書によれば,少年非行の第一のピークである26年は,戦後の混乱と貧困が社会の背景として考えられ,第二のピークの39年は急速な経済成長に伴う都市化の進展,都市への人口集中,享乐的風潮の広まり等少年非行を誘発しやすい社会構造への変化がその背景となったと考えられている。

また,40年代半ばから始まる第三の波は,経済の高度成長に伴って国民の生活が豊かになるとともに多様化し,価値観の多様化,家庭のしつけの弱体化,有害な雑誌・映画や享乐的な各種営業の増加など少年を取り巻く社会環境の悪化,社会連帯感の希薄化,規範意識の低下などが背景として考えられるとされている。

第2-31図 刑法犯少年の男女別補導人員の推移



警察庁調べ

少年非行の重要な要因として,従来から両親や父又は母のない家庭や家庭の貧困などの家庭状況が指摘されてきているが,最近では家族関係のかつとうなどが注目されつつある。第2-32表は刑法犯少年の両親の状況について表わしたものであるが,近年の傾向として両親が実又は養父母の割合が増加したといわれ,両親が実又は養父母である者以外の割合は47年の21.4%から,53年の19.1%に減少している。

第2-32表 刑法犯少年の両親の状況

区分	年次	総数	両親あり			片親のみ	両親なし
			計	両親が実又は養父母	両親とも又はいずれかが継父母		
	47年	100,851 (100.0%)	83,762 (83.1)	79,297 (78.6)	4,465 (4.5)	15,673 (15.5)	1,416 (1.4)
	53年	136,801 (100.0%)	115,361 (84.3)	110,642 (80.9)	4,719 (3.4)	20,033 (14.6)	1,407 (1.1)

警察庁調べ

しかし,非行少年の父母の欠損率について一般少年と比較してみると,第2-33表でみるように,男女とも非行少年の父母の欠損率が一般少年に比べまだ高く,近年,両親や父又は母のない家庭に属する非行少年は減少してきたとはいえ,非行化の背景として親の欠損は依然として軽視できない。また,父母の欠損理由をみると,一般少年の方は死別が多く,非行少年の方は離別が多いとされている。

第2-33表 少年の父母の欠損率

第2-33表 少年の父母の欠損率

区分	男女別	男 子				女 子					
		総 数	父		母		総 数	父		母	
			あり	なし	あり	なし		あり	なし	あり	なし
一般少年	100.0% (2,189人)	95.0	5.0	98.2	1.8	100.0% (1,876人)	94.9	5.1	96.5	1.7	
非行少年	100.0% (1,077人)	87.6	12.4	92.2	7.8	100.0% (430人)	87.4	12.6	92.3	7.7	

資料：総理府青少年対策本部調査(52年)

次に、親の子供に対するしつけ方を子供がどう受けとめているかをみると第2-34表にみるように、「親から愛されていないと感じる(拒否)」と「両親が厳しすぎると思う(厳格)」の2項目が一般少年と比較して非行少年に多くみられ、この傾向は、特に女子非行少年に強くみられるとされている。また、父子・母子及び夫婦関係がうまくいっているか否かを、子供に尋ねた結果は第2-35表のとおりで、いずれの関係においても「うまくいっていない」と答える者は、一般少年よりも非行少年の方に多く、特に、女子非行少年においてその割合が顕著であるとされている。

第2-34表 子供からみた親のしつけ

第2-34表 子供からみた親のしつけ

区 分	男女別	男 子		女 子	
		一般少年	非行少年	一般少年	非行少年
		人	人	人	人
対 象 者 数		1,932	720	1,628	361
		%	%	%	%
親が自分のいいなりになりすぎると感じる。		14.3	12.8	10.6	10.5
親から愛されていると感じる。		13.9	21.4	16.6	20.6
両親が厳しすぎると思う。		21.3	27.9	23.7	39.6
自分が何をしても親があまり気にしない。		24.6	27.1	20.6	21.6
親の言うことは気まぐれであると思う。		31.8	25.5	37.4	31.3

資料：総理府青少年対策本部調査(52年)

(注) 回答は複数選択

第2-35表 子供からみた親子及び夫婦関係

第2-35表 子供からみた親子及び夫婦関係

区 分	男女別	男 子		女 子	
		一般少年	非行少年	一般少年	非行少年
		人	人	人	人
対 象 者 数		142	137	137	76
		%	%	%	%
父 子 関 係	うまくいっている	90.1	74.4	89.1	55.3
	うまくいっていない	9.9	24.1	10.9	43.4
	回 答 な し	0.0	1.5	0.0	1.3
母 子 関 係	うまくいっている	100.0	81.7	97.1	67.1
	うまくいっていない	0.0	16.8	2.9	31.6
	回 答 な し	0.0	1.5	0.0	1.3
夫 婦 関 係	うまくいっている	94.4	83.9	97.8	84.2
	うまくいっていない	4.2	16.1	1.5	14.5
	回 答 な し	1.4	0.0	0.7	1.3

資料：科学警察研究所調査(52年)

非行児童のうち、14歳未満の者の全部と14歳以上の者の一部については、児童福祉法による措置がとられることになっている。53年度中に児童相談所が扱った非行児童に関する相談件数は、第2-36表にみるように、教護相談11,472件(14歳未満4,164件、14歳以上18歳未満7,308件)、触法行為等相談13,650件(14歳未満11,301件、14歳以上18歳未満2,349件)で計25,122件である。処理内容別では、児童又は保護者に対する訓戒・誓約が18.5%、児童福祉司の指導が10.7%、教護院等の児童福祉施設入所が8.1%、児童相談所の面接指導が43.0%、その他家庭裁判所への送致等となっている。

教護院は、非行児童を入所させて、児童と起居をともにしながら、生活指導をするほか、学校教育法に基づく学習指導要領に準じて行う学科指導、更に職業指導を通じて、その児童の性向を改善し、社会の健全な一員として復帰させることを目的とした施設であって、53年10月1日現在、全国に58か所あり、入所定員は5,333人となっている。

増加する子供の非行をなくすために、厚生省は関係省庁と連携しながら、児童の健全育成対策を推進し、非行予防と早期発見に努めている。主な対策として、1)児童相談所、福祉事務所(家庭児童相談室)、児童委員を中心に児童の非行に関する相談、指導活動並びにこれら機関と家庭、学校及び地域社会の連携による非行児童の早期発見・指導、2)児童館、児童センター及び児童遊園の設置運営の推進、3)教護院による非行児童の教護、4)非行児童の社会復帰及び非行再発防止のための児童福祉施設退所後の事後指導、5)母親クラブ等の

地域組織による児童の非行防止活動の推進などを行っているが、今後ますますこれら対策の強化推進が望まれる。

第2-36表 児童相談所における非行児童の処理件数

第2—36表 児童相談所における

非行児童の処理件数

(単位：%)

相談の種類	総数	訓戒・誓約	児童福祉司	福祉事務所へ
			の指導	送致・通知
教護相談	11,472	700	826	81
14歳未満	4,164	210	382	35
14歳以上18歳未満	7,308	490	444	46
触法行為等相談	13,650	3,948	1,856	142
14歳未満	11,301	3,403	1,553	135
14歳以上18歳未満	2,349	545	303	7
計	25,122	4,648	2,682	223
構成比	100.0	18.5	10.7	0.9

児童委員 の指導	教護院等 へ入所	家庭裁判 所へ送致	他へあつ 施紹介	面接指導		その他
				2回以上	1回のみ	
15	1,127	145	82	2,056	3,629	2,811
11	572	36	15	897	1,405	601
4	555	109	67	1,159	2,224	2,210
134	905	96	103	2,088	3,028	1,350
120	694	62	79	1,715	2,492	1,048
14	211	34	24	373	536	302
149	2,032	241	185	4,144	6,657	4,161
0.6	8.1	1.0	0.7	16.5	26.5	16.5

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」(53年度)

(注) 教護相談とは、虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的悪戯等触法行為でない
触法行為等相談とは、窃盗、忍込み、すり、凶暴、傷害、恐かつ、殺人、放

が児童の問題行為に関する相談という。

火、その他の不法行為触法行為のあった児童に関する相談をいう。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第2節 子供をめぐる非行等の問題行動

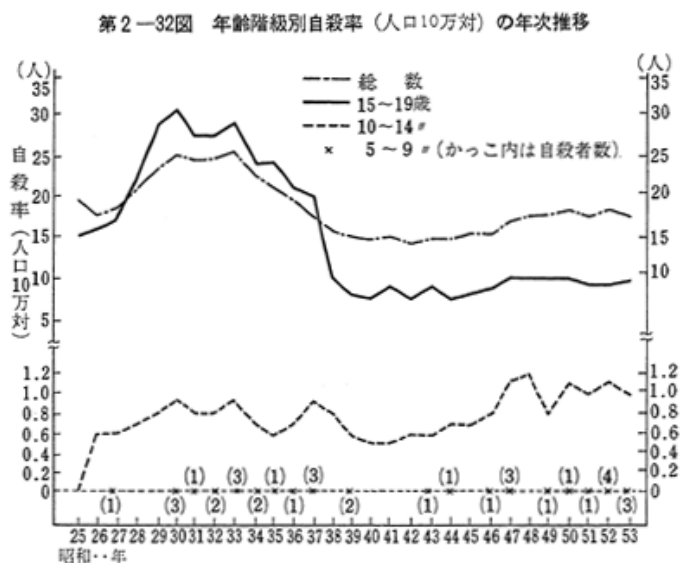
2 子供の自殺

最近,子供の自殺がマスコミ等で取り上げられ,社会的関心を集めている。

自殺の発生率特に青少年のそれは,その時代の社会情勢をよく反映していると言われ,青少年の自殺率は「社会変動のバロメーター」とも呼ばれている。

第2-32図は,自殺率(人口10万対)の戦後における推移を,総数及び子供の年齢階級別にみたものである。総数の自殺率は,戦争中は低率を示していたが,戦後漸増し,26年にいったん18.2と下がったあと,27年から急増し30年から33年にかけて高い波を形成する。33年の25.7をピークにして,その後は年を追って減少し42年には14.2まで下がった。しかしその後徐々に増加し50年には18.0まで達し,52年に17.9,53年に17.6となっている。

第2-32図 年齢階級別自殺率(人口10万対)の年次推移



資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」

子供の自殺は,年齢によって頻度が著しく異なり,年齢が高くなるにつれて急激に増えていく傾向にある。4~5歳以下の自殺はまずみられない。仮にあったとしても,事故との区別が難しく,自殺の判定は下しにくい。しかし自殺問題を持つ事例を詳しく調べると,ごく幼時から死のうとした経験を持つ者がまれならずあると言われている。

5~9歳の自殺は極めてまれであるが,数例程度みられる。戦後における5~9歳の子供の自殺の推移をみると,22年は19人と非常に多かったが,23年2人,24年6人と減少し,25年から29年までは全くないが,あっても27年の1人であった。しかし全年齢を通してピークを形成した30年代になると,この年齢でも毎年1~3人の自殺が続いている。そして全年齢を通して低率を示した40年代前半には全く自殺者はみられなかったが,46年から全年齢と平行して1~3人とまた増えて,52年には4人,53年には3人となった。

10~14歳の子供になると,自殺は時々みられるようになり,加齢とともに増加していくが,それでも14歳までの自殺率はまだ低い。10~14歳の子供の自殺率の年次推移をみると,大正から戦前にかけては大正9年1.8,昭和5年1.4と高率であったが,戦争中から戦後にかけて減少し25年には0.0まで下った。しかし,26年から急増しはじめ,30年代前半に一つのピーク期を迎える。これは総数のピーク期に一致する。しかし,33年の0.9をピークにして一時減少するが,36年から再び増加し,37年には0.9となった。その後漸減し,40年,41年には0.5まで下った。これも総数の低率期と一致するが,総数の増加期よりも早くから増加を始める。すなわち42年から既に漸増が始まり,特に47年から急増し,48年には1.2まで増加する。その後49年に0.8にいったん減少するが,50年1.1,51年1.0,52年1.1,53年1.0と高率が続いている。

15歳以上になると、ずっと多くなり、加齢とともに急増する。15～19歳の自殺率の年次推移についてみると、大正末期から昭和初めは大正14年22.0、昭和10年22.9と高率であったが、15年から23年までは10.0以下と低率を示していた。しかし、24年から漸増、28年からは急激な増加をみ、総数の自殺率を上回って、30年に31.7という高率を示し、総数と同様、30年代前半のピーク期を形成する。しかし、34年にかなり減少したあと漸減傾向にあったが、38年になって急激な減少をみて、総数の自殺率を下回るまでになった。40年代前半は44年の7.6を最低に一つの低率期を形成していたが、45年ごろから増加を始め、47年から50年までは9.8～10.0を示し、51年9.2、52年9.1、53年9.7となっている。

我が国は、かつて国際的にみて、有数の自殺死亡の高率国であったが、第2-37表でみるように、西欧諸国との比較において総数の自殺率(人口10万対)でみるかぎり、際立って高率とは言えない。日本よりも高い国はハンガリーの38.4をトップに、フィンランド、デンマーク、オーストリア、チェコスロバキア、西ドイツ、スウェーデンなどがあり、日本よりも低い国は、イタリア5.4、イギリス7.5、アメリカ12.7、フランス15.6がある。また、日本も含めて諸外国とも、各年齢層を通して、男が女よりも2倍前後高い自殺率を示している。

第2-37表 性・年齢階級別自殺率(人口10万対)の国際比較

第2-37表 性・年齢階級別自殺率(人口10万対)の国際比較

(1975年)

	日 本	ア メ リ カ	オーストリア	チエコスロバキア('74)	デンマーク	フィンランド('74)	フランス('74)	西 ド イ ツ	ハンガリー	イ タ リ ア('74)	スウェーデン	イギリス
総 数	18.0	12.7	24.1	22.9	24.1	25.1	15.6	20.9	38.4	5.4	19.4	7.5
男	21.4	18.9	35.5	34.3	29.9	40.6	22.7	27.8	55.8	7.3	27.7	9.1
女	14.6	6.8	13.9	12.1	18.4	10.5	8.8	14.6	22.1	3.5	11.2	6.0
5 ～ 14歳	0.5	0.5	0.6	1.1	0.5	0.4	0.5	0.8	1.8	0.2	0.6	0.1
15 ～ 24	16.0	11.8	15.6	15.5	9.4	23.5	8.2	15.0	16.0	2.7	15.9	4.6
25 ～ 34	20.0	16.4	23.5	20.0	21.2	30.6	12.5	19.9	30.4	4.5	19.6	7.7
35 ～ 44	19.4	17.4	28.0	27.9	34.1	40.1	17.4	25.8	44.6	5.0	25.7	9.1
45 ～ 54	20.6	20.1	34.6	34.2	45.3	40.5	24.2	31.1	60.2	7.0	31.2	11.8
55 ～ 64	26.4	20.0	38.8	37.8	45.2	35.1	29.3	32.1	64.1	10.4	29.6	12.9
65 ～ 74	43.2	19.7	45.9	43.9	41.5	31.6	33.8	35.2	75.7	14.4	25.4	13.5
75	77.5	20.0	54.0	68.3	38.1	20.7	39.4	39.4	108.7	15.9	27.4	12.2

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」

WHO「World Health Statistics Annual 1977～78 Vol. I」

14歳以下の自殺率は西欧諸国との比較では、日本はおおむね中間に位置していて、最も高い国はハンガリー1.8で、次いでチェコスロバキア、西ドイツ、スウェーデン、オーストリアなどがあり、最も低い国はイギリス0.1、イタリア0.2である。15～24歳になると、日本はハンガリーと並んでフィンランド23.5の次に高い国となっている。

総じて言えば、西欧諸国の自殺の特徴は、壮年期から初老期にかけて多く、日本は、青少年期と高老期において多いと言える。

次に、自殺頻度を月別にみると、大人の場合は一般に春と秋に高く、冬と夏に低くなる。こうした特徴は子供の場合にもほぼ似たようなものであるが、必ずしもそうとは言えない面もある。第2-38表は、53年における子供(19歳以下)の自殺の月別発生状況をみたものであり、1月、4月、9月に多く、3月、10月、12月に少なくなっている。子供のなかでも、中・高校生については、休み開始期に少なく、学期開始期に多い傾向にあると言われている。

第2-38表 自殺少年(19歳以下)の月別発生状況

第2-38表 自殺少年(19歳以下)の月別発生状況

	計	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
計	866人	78	72	59	93	83	68	63	78	95	51	74	52
構成比(%)	100	9.0	8.3	6.8	10.7	9.6	7.9	7.3	9.0	11.0	5.9	8.5	6.0
男	577	52	45	42	62	53	44	42	48	69	34	54	32
女	289	26	27	17	31	30	24	21	30	26	17	20	20

資料：警察庁「53年の自殺の概要」

子供の自殺は、大人からみると動機が乏しく、たわいないとよく言われるがこれはあくまでも大人からみた印象であって、子供の立場にたてば、十分な動機のある必然的なものが多い。また、統計には表われにくい、子供の自殺動機は年齢が低いほど、親や先生などのしつ責、死別などといった身近の直接的なものを契機としやすいが、年齢が進むにつれて、より大きな人生問題や社会問題に移行する傾向があると言われている。自殺の動機を正確には握ることは困難であるが、49年に厚生省が行った「人口動態社会経済面調査(自殺死亡統計)」と、警察庁調査「53年の自殺の概要」によって、子供の自殺を性別・動機

別の百分率でみてみると、第2-39表のようになる。49年と53年では、傾向はおおむね変わっていない。男子の自殺動機では、学校問題が最も多く、そのなかでも学業不振が半数近くを占めている。次に多いのが精神障害で、異性問題(半数は失恋)、家庭問題、病苦等と続いている。女子の場合、男子と違って異性問題が最も多く、その次に多いのが学校問題で、病苦等、精神障害、家庭問題と続いている。

子供の自殺は、唐突で衝動的な点に特徴があると言われ、「意外だ」、「思いあたることがない」、「元気で明るい子だったのに」、「ふだんと変りなかった」などというのは、よく聞かれる周囲の感想である。また、一般には年齢が低いほどこの傾向は著しく、未熟性や爆発性の強い性格ほどそうなっていると考えられている。それでは実際にどれほどの人に、遺書、自殺未遂歴、その他の言動等の自殺の前兆が認められたであろうか。49年の厚生省「人口動態社会経済面調査(自殺死亡統計)」によると、19歳以下の子供の自殺者のうち、男では5割、女では実に7割に近い者が遺書を残している。また、53年の警察庁調査では、約6割の子供の自殺者に、自殺未遂歴、遺書その他の言動による前兆が認められている。いかに唐突で衝動的と思われる子供の自殺でも、よく気をつけていると、必ずといってよいほど、何らかの前兆ないし予告徴候(ほのめかしサイン)があるものである。

第2-39表 児童の性別・動機別自殺者数百分率

第2-39表 児童の性別・動機別自殺者数百分率(19歳以下)

(単位:%)

	49年		53年	
	男	女	男	女
総数	100	100	100	100
家庭問題(計)	12.1	14.1	10.7	11.1
親との不和	—	—	2.6	3.8
父兄等のしっ責	—	—	4.9	2.4
病苦等	10.8	12.3	9.9	13.8
経済生活問題	1.9	—	3.1	0.7
勤務問題	7.6	1.8	2.6	3.5
異性問題(計)	8.9	28.1	11.3	26.0
交際・結婚問題	—	—	2.8	6.2
失恋	—	—	6.9	9.3
学校問題(計)	27.4	10.5	31.4	20.4
入試失敗	—	—	4.2	2.1
入試苦	—	—	6.1	2.8
学業不振	—	—	14.0	9.0
学友との不和	—	—	1.9	3.5
精神障害等のその他	11.4	10.6	26.3	20.4
精神障害	—	—	14.0	11.4
孤独感	7.6	1.8	3.1	3.5
不詳	19.7	22.8	4.7	4.2

資料：厚生省統計情報部「49年度人口動態社会経済面調査(自殺死亡統計)」

警察庁「53年の自殺の概要」

病死の場合、事故死の場合を問わず、子を失った親の悲嘆は非常に大きいものであるが、我が子が自殺したという事実ほど親を悲しませ、悔やませることはないであろう。なぜ死を選んだのかという思いが、何時までも親の心に暗く残るものである。しかし、この不幸な子供の自殺も、子供の心を正しく理解し、共感し、暖かい愛情を持って子供の成長を見守り、それに喜びを示す親の態度、周囲の人々の思いやりのある態度、暖かく愛情に満ちた細心の注意などによって、必ず防止できるものである。最近、警視庁「少年心理研究会」が編集した「少年の自殺防止十則」によると次のものが掲げられている。1)自殺のサインを見落すな、2)子供を孤独にするな、3)死の教育をするな、4)子供の頭で考えよう、5)家庭ではよく話し合おう、6)親は聞き役にまわれ、7)夫婦は仲よくしよう、8)子供は模倣で育つ、9)しつけはふだんから、10)親自身の性格を見直そう。

総論

第2章 子供を取り巻く家庭,社会環境

第2節 子供をめぐる非行等の問題行動

3 情緒障害児

前述したように,最近の子供を取り巻く環境の悪化,なかでも家庭,学校,近隣での人間関係のゆがみ,特に親の拒否的態度,冷淡放任,過保護,極端な甘やかし,過剰な期待,干渉,子供のペット化,価値観の単一化,教育への異常な関心,受験競争へのかり立てなどによって,今日の子供のなかには強い不安,自己嫌悪,挫折感,孤独感,不満,攻撃性の未処理,情緒的未分化,超自我の未発達など感情生活に支障を来し,不安定な心理状態が持続しているものが多くみられる。このような不安定な状態から,登校拒否,かん黙,引込み思案等の非社会的問題行動,反抗,暴力,怠学,金品持ち出し等の反社会的問題行動,また,どもり,夜尿,チック等の神経性習癖を有する子供が増加している。このような子供のうち,児童福祉行政上いわゆる情緒障害児として取り上げられている問題を中心にみてみよう。

いわゆる情緒障害児の実態については,41年に兵庫県が県下の幼稚園児,小中学生を対象に行った調査がある。これによると,第2-40表でみるように,約5万名の調査対象の児童のうち,情緒障害に起因する問題行動をもつものは879名で出現率は1.74%,男女の出現の割合はおよそ2対1,年齢が進むにつれおおむね減少の傾向,地域と情緒障害児の出現の関係は都市及びその近郊で最も多く,農山漁村で,次に多く,平地・農村で最も少ない。問題行動別にみると,男児では攻撃的問題に多く,女児では非社会的問題に多いなどが分かっている。また,45年に福岡県が行った調査では,非・反社会的問題行動を持つ児童の出現率(知的因子・器質的因子も含まれている)は,約2.46%となっている。

第2-40表 調査対象と情緒障害児の出現

第2—40表 調査対象と情緒障害児の出現

校種	学 年	調査対象数	該 当 数	出現率(%)
幼 稚 園		2,946	133	4.51
小 学 校	1 年 年	5,200	86	1.65
	2 年 年	5,020	106	2.08
	3 年 年	5,013	97	1.93
	4 年 年	5,078	78	1.53
	5 年 年	5,081	87	1.71
	6 年 年	5,180	58	1.11
	計	30,662	512	1.66
中 学 校	1 年 年	5,232	77	1.47
	2 年 年	5,672	67	1.18
	3 年 年	5,795	90	1.55
	計	16,699	234	1.40

資料：兵庫県「情緒障害児実態調査」

これら情緒障害児は,年齢が低いほど治療効果が良好で,また,家庭において親子ともども,治療が必要であろうと言われていて,これら児童に対して児童相談所等が相談を受け,助言,指導,治療を行うとともに,必要に応じて情緒障害児短期治療施設に入所させて,医学的,心理学的治療を行っている。第2-41表は,全国の児

童相談所における受付件数を相談の種類別に示したものであるが、このなかで情緒障害児に関する相談は、長欠・不就学、性向、適性、しつけ相談のほとんどと養護、教護、触法行為等相談の一部である。

第2-41表 児童相談所における受付件数

第2-41表 児童相談所における受付件数(相談の種類別)

(単位:件)

年度 区分	総数	養護相談	教護相談	触法行為等相談	長欠・不就学相談	性向相談	適性相談	しつけ相談	自閉症相談	その他
30	160,736	43,767	23,527	24,678	—	—	—	—	—	68,764
35	222,711	35,610	23,448	34,939	—	—	—	—	—	128,714
40	271,707	34,252	21,147	27,464	3,567	17,398	54,687	23,274	—	89,918
45	256,347	32,059	13,399	20,372	3,973	21,294	37,802	25,400	—	102,042
50	239,518	31,493	10,273	12,924	3,627	20,553	21,268	25,894	1,962	111,524
51	239,046	31,057	10,914	12,193	3,775	20,522	19,401	24,511	2,485	114,188
52	246,992	32,428	10,235	12,713	4,422	20,157	19,511	24,072	2,707	120,747
53	251,771	30,012	11,515	13,652	4,840	19,918	19,673	23,487	2,925	125,749

資料:厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

ただし、30年度は社会福祉統計年報

また、情緒障害児短期治療施設は、全国に10か所あり、入所定員500人(うち通所60人)で、54年4月1日現在で在籍人員男258人、女97人、計355人(うち通所53人)であり、53年4月1日から54年3月31日までの1年間の退所人員は男137人、女69人、計206人(うち通所26人)である。学年別では、未就学20人(うち通所19人)、小学校268人(うち通所27人)、中学生65人(うち通所6人)、高校生2人(うち通所1人)となっていて、小学生が最も多い。次に、在籍児童について男女別問題行動別についてみると、第2-42表のとおりであり、登校拒否、かん黙等の非社会的行動が最も多く、全体の51.5%を占め、次に反社会的行動の35.8%となっている。非社会的行動の中でも特に登校拒否が25.4%と最も多い。また、女子の場合、非社会的行動が顕著に多くなっている。

第2-42表 男女別問題行動別在籍人員

第2-42表 男女別問題行動別在籍人員

(54年4月1日現在)

区 分	男	女	計	構成比
総 数	258人 (72.7%)	97人 (27.3%)	355人	100%
非社会的行動	126	57	183	51.5
か ん 黙	16	9	25	7.0
登校拒否	54	36	90	25.4
孤立・内気・小心	33	8	41	11.5
その他の他	23	4	27	
反社会的行動	101	26	127	35.8
反抗・乱暴	26	7	33	9.3
盗み・持ち出し	33	7	40	11.3
怠学	4	1	5	0.1
授業妨害	15	1	16	4.5
その他の他	23	10	33	
神経性習癖	11	4	15	4.2
チック・爪かみ	—	1	1	
夜尿・遺尿	4	—	4	
偏食・拒食	—	—	—	
吃音	—	—	—	
その他の他	7	3	10	
その他の問題行動	20	10	30	8.5

資料：厚生省児童家庭局「情緒障害児短期治療施設調べ」

情緒障害の心理的要因と心理・社会的環境は極めて重要な関連性があると考えられてきているが、特に心理的環境としての家族、親子関係は最も重要な要素である。全国的情緒障害児短期治療施設を50年度(50年4月～51年3月)に退所したすべての児童について、心理・社会的環境要因を調査した結果が第2-43表である。「親的養育の障害」が71.8%と最も多く、他の障害との重複を含めると全体の84.7%を占める。また、これに「家族関係障害」を加えると96.5%となり、情緒障害と親子、家族関係の障害が密接な関連にあることを示している。最も多い「親的養育の障害」のなかでは、「親的養育の欠如」22.9%、「統制過剰(過保護・過干渉)」21.2%の両極が最も多い。次いで「統制欠乏(放任や無関心)」11.2%、「養育の矛盾、不一致」11.2%となっている。また、問題行動別では、「統制過剰」は非社会行動群に、「養育の欠如」は反社会行動群に多くみられた。

第2-43表 情緒障害児の心理・社会的環境要因

第2-43表 情緒障害児の心理・社会的環境要因

	男	女	計	構成割合
正 常 範 囲	0人	3人	3人	1.8%
親 的 養 育 の 障 害	88	34	122	71.8
統 制 過 剰	23	13	36	21.2
統 制 欠 乏	17	2	19	11.2
養 育 の 矛 盾、不 一 致	14	5	19	11.2
親 的 養 育 の 欠 如	28	11	39	22.9
重 複 障 害	6	3	9	5.3
家 族 関 係 障 害	12	8	20	11.8
親 的 養 育 の 障 害・家 族 関 係 障 害	8	8	16	9.4
社 会 文 化 的 障 害	1	2	3	1.8
親 的 養 育 の 障 害・社 会 文 化 的 障 害	3	3	6	3.5
計	112	58	170	100.0

資料：厚生省児童家庭局「51年度心身障害児研究班報告」

このように、子供の情緒障害の心理的要因は、親の養育の欠如、過保護、過干渉、放任、無関心などと深い関連が

あると考えられる。

こうした問題に対しては、両親が親としての自覚を持つことがなによりも大切であるが、家庭生活に対する十分な認識と児童養育についての助言を、結婚適齢期の男女及び若い夫婦に与えるための新婚学級、母親学級による啓発、家庭児童相談室の相談活動などの推進が必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare